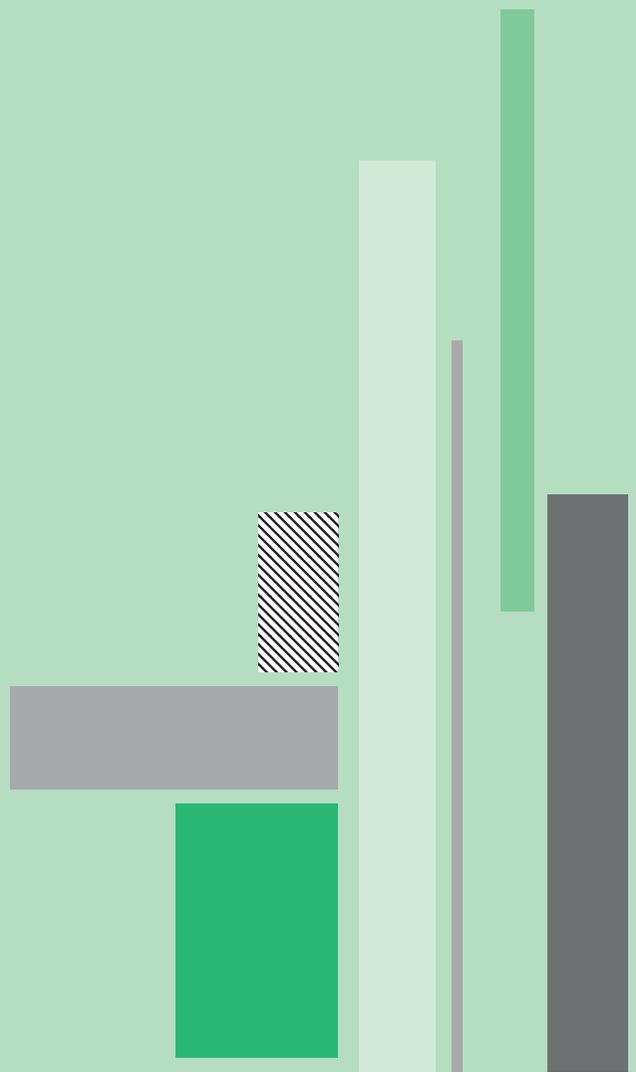


〈県政資料・第 120 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2014年2月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2014年2月定例県議会（2014年2月19日～3月26日）

1、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年2月25日）	2
2、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑(急施議案)（2014年2月25日）	3
3、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年3月6日）	4
4、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年3月11日）	6
5、環境農林委員会における奥田智子県議の質疑（2014年3月11日）	10
6、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年3月12日）	12
7、県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年3月12日）	17
8、環境農林委員会における奥田智子県議の質疑（2014年3月12日）	22
9、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年3月13日）	24
10、自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年3月14日）	28
11、次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における村岡正嗣県議の質疑 （2014年3月14日）	30
12、少子・高齢福祉社会対策特別委員会における奥田智子県議の質疑（2014年3月14日）	31
13、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年3月17日）	32
14、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2014年3月25日）	33
15、知事提出議案に対する反対討論 ①（2014年3月26日）	34
16、知事提出議案に対する反対討論 ②（2014年3月26日）	36
17、議員提出の意見書・議案に対する反対討論（2014年3月26日）	38
18、議案及び請願に対する各会派の態度	39
19、日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）	44
20、声明・談話	
県議会2月定例会をふりかえって（記者発表）（2014年3月27日）	50
2月定例会の県立小児医療センター関連議案についての見解（記者発表） （2014年3月27日）	52

要望・申し入れ・談話

・障害者団体等への「県立小児医療センター新病院建設予算早期成立をもとめる要望書」 提出をもとめる要請をただちに中止するよう求める要請書（2014年3月25日）	54
・埼玉県内大雪災害対策についての緊急申し入れ（2014年2月17日）	55
・県議会文教委員会による教育現場への執拗な政治的圧力の中止を求める申し入れ （2013年12月16日）	57

2014年 2 月定例県議会

1 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年2月25日

委員長

委員会における県政記者クラブ加盟社による録音の許可についてだが、先日、県政記者クラブから議長宛てに、取材における正確性を期すため、録音を許可してほしい旨の要望書が提出された。

これまで、本県議会の委員会では、報道機関の記者による録音を許可してこなかったが、取材の補助として録音をし、これをほかの目的に使用しないのであれば、録音を認めても差し支えないものと考えられる。

については、お手元の資料1の案のとおり、条件を付した上で、委員会における録音を許可するものとしてはいかがかと考えるが、このことについて、御協議をお願いする。

何か御意見はあるか。

村岡正嗣委員

記者クラブからのお願いの3点はいずれも大事だと思う。埼玉県政としても開かれた委員会ということは重要なことなので、録音を認めることは結構だと思うが、せっかくなので、資料1の案では記者が傍聴の際に録音ということで限定しているが、例えば党や会派の事務局は秘書や他の方々も正確を期すために録音したいという希望があると聞いているため、記者に限定せず、記者などや記者をはじめなど弾力的にしてもよいのではということ、意見として提案させていただく。

野本委員

県政記者クラブの加盟社の記者に条件を付して認めるということだが、誰が記者クラブの記者か認識できない。何か加盟社の記者であると認識できるものをつけていただきたい。

委員長

その件については、議長から県政記者クラブにお伝えしておくということで、議長、よろしいか。

議 長

了 承

委員長

それでは、今後、県政記者クラブ加盟社から録音の許可が求められた場合、各委員会において、案のとおり条件を付して許可することでよいか。

了 承

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑(急施議案)

2014年2月25日

◆議案関係 (福祉部)

柳下礼子委員

今回の事業はスプリンクラーの設置だが、国でも有床診療所火災対策検討部会が立ち上げられ、色々検討されていると聞いている。昨年福岡市内の有床診療所で発生した火災では、高齢者や介護を必要としている方が多数亡くなっている。こうしたことから、有床診療所でもスプリンクラーの設置を急ぐべきと考えるが、今回の予算では、何施設での設置を予定しているのか。それから、全ての有床診療所へのスプリンクラー設置の見通しはどうか。

また、今回の有床診療所の火災事故からどのような教訓を得たのか。

医療整備課長

現在、県内でスプリンクラーのない有床診療所、病院は389施設ある。アンケート調査を行ったところ、スプリンクラー設置を希望した施設は148施設あった。そのうち、平成26年度上半期までに事業着手できるとした施設は30である。今回は、国の予算が緊急経済対策であるため、その30施設について予算化を行った。

今後の見通しについては、国において今後も同様の補助制度を検討していると聞いているので、26年下半年以降に整備したいと回答した施設については、国とも相談しながら対応したい。また、火災事故の教訓については、国が有床診療所火災対策検討部会を設置し、スプリンクラー設置の義務化について検討していると聞いている。県も国の歩調に合わせて対応していきたい。

柳下委員

国の検討部会ではスプリンクラーの設置義務化について検討しているようだが、有床診療所は安全であるべきであり、義務化について国に働きかけてほしい。

医療整備課長

検討部会では義務化の方向で検討している。検討部会の議論を踏まえ対応していきたい。

3 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年3月6日

委員長

委員会を再開する。

これより、付託案件の審査を行う。

本委員会に付託されている案件は、議請第2号「政務活動費での海外視察の中止を求める請願」の請願1件である。

議請第2号を議題とする。

これより、議請第2号の審査を行う。何か発言はあるか。

鈴木委員

本請願について不採択とする立場から意見を申し上げます。

現在、社会全体のグローバル化が進む中で、国のみならず地方自治体が諸外国と、経済交流、文化交流を行う機会が急速に増えており、その中で議会の果たす役割と能力は、非常に高いものが求められている。

したがって、議員は積極的に国際現場に足を運び、議会活動の実を上げていかねばならぬと考える。

ところで、政務活動費制度は、地方議会の審議能力の強化や議員の活動の活性化を図るため、政策立案活動や調査研究活動など議員の活動の基盤を強化する観点から、地方自治法に制度化されたものである。

政務活動費を使用すべき議員の活動については、明らかに合理性がないと認められる場合を除いて、会派及び議員の合理的判断に基づく自由な裁量により決定し得るべきものとする。

本請願は「政務活動費による海外視察が許される道理はない」とし、政務活動費による海外視察の中止を求めています。これでは、まさにグローバル社会での議会の活動を自ら否定し、放棄するものと言わざるを得ない。

よって、本請願は不採択とすることが妥当であると考える。

村岡正嗣委員

採択すべきと考える。

鈴木委員の海外視察の意義、必要性については、否定するものではないし、全面的になんでも海外視察が悪いという立場ではないが、この請願者の趣旨については、十分賛成できる内容だと思うので、採択すべきものとする。

木村委員

本請願に対して不採択の立場で発言する。

視察は議員活動で大変有効である。国際化が進む中で、海外を訪問して、直接現場で経験することは有益であり、現場に行かなければ分からないこともある。海外を知り、それを県政に生かすことも議員の責務の一つである。

本請願に出ている2012年度の海外視察は、費用面においても政務活動の部分とその他の部分はしっかり按分しており、妥当であるとする。要は、政務活動費を使って視察したその成果をしっかりと出すことが重要であり。今後さらに国際化が進む中、積極的に活動するべきであるとする。海外だから駄目という本請願はいささか乱暴であるとする。よって、本請願に反対する。

委員長

ほかに発言がないので、これより、議請第2号について採決を行う。

議請第2号について、採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求める。

(起立少数)

(賛) 村岡委員

(否) 石井副委員長、塩野副委員長、斎藤委員、岩崎委員、宮崎委員、小島委員、鈴木委員、長峰委員、野本委員、高木委員、山本委員、木村委員、萩原委員、中屋敷委員、石田委員

起立少数である。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定した。

なお、不採択理由については、正副委員長に御一任願う。

了 承

以上で、付託案件の審査は終了した。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願う。

了 承

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、3月11日（火）の本会議休憩中とすることによいか。

了 承

おおむね、11時15分を目途に開会したいと考えている。

以上で、本日の日程は全て終了した。

委員会を散会する。

4 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年3月11日

◆議案関係（福祉部）

Q. 柳下礼子委員

1. 所沢市のようにマンションの多いところでは、民生委員の確保が難しい。民生委員制度の課題と見直しについて伺う。
2. 重度訪問介護の対象者が知的障害者や精神障害者まで拡大されることにより、障害の特性を踏まえた介助者の育成はどのように行うのか。また、重度訪問介護など、24時間の介護が保障されるべきであると思うが、全ての市町村で行われるために、県の指導はどのように行うのか。それから、グループホームとケアホームの一元化により、報酬や職員配置などが低い方へ一元化されるのは困るという声がある。事業所に不利益な改正とはならないか。
3. 第57号議案について、給与費の減額では特例減額分が含まれているが、具体的な影響額はどれくらいか。7月からの9か月間の福祉部全体の削減額、職員一人平均の削減額、職位の高い幹部の削減額について伺う。
4. 介護保険制度推進事業費の減額補正12億円のうち、介護支援専門員支援養成研修事業費について、国庫補助金が廃止された背景と現状について伺う。
5. 介護職員処遇改善特別対策事業費が4億1千万円の減額となっているが、なぜか。また、施設開設に合わせて1床60万円の補助が出ている事業だと思うが、来年度も引き続き補助が続くのか。
6. 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費は96,872千円の減額であるが、理由は何か。
7. 介護基盤緊急整備等特別対策事業費が13億円減額になっているが、なぜか。また、介護基盤の整備は、圏域ごとにバランスがとれているのか。

A. 社会福祉課長

1. 民生委員の推薦は、自治会か民生委員のOBによるものが圧倒的に多い。こうした方は、普段から地域貢献活動をされてきた方である。一方で、マンションや集合住宅に住んでいる方は地縁・血縁を嫌う方や転勤族が多いので、自治会の基盤が弱く、民生委員の確保が難しい状況にある。粘り強く民生委員の確保に努めたい。
6. 社会福祉施設等耐震化等整備事業費（障害者グループホームへのスプリンクラー整備補助）について、施設数は見込みを上回ったが、対象となる面積が見込みよりも減ったため減額となった。社会福祉施設等耐震化促進事業については、入札差金による減である。社会福祉施設等耐震診断助成事業については、他の助成制度を利用して耐震診断を実施したものや、賃貸物件で建物所有者の同意が得られなかったもの、あるいは移転、立替えを予定しているものなどがあり、それにより減となっている。図っている。

A. 障害者支援課長

2. 重度訪問介護の対象拡大に伴い、平成26年度より重度訪問介護従事者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程」を新たに設けることとした。また、市町村への支援について、平成26年1月末現在の居宅介護事業所は856か所あり、その内、24時間対応を行っている事業所は119か所ある。これを更に増やしていくため、研修案内等を通じ、従事者を増やしていきたい。

グループホームとケアホームの基本報酬については、これまでと同じ報酬体系が引き継がれる。グループホームに名前が変わっても報酬単価は変わらず、障害が重い方を受け入れた場合は、介護度に応じた報酬となる。また、人員配置基準についても引き続き従来の基準が適用される。

A. 福祉政策課長

3. 福祉部給与費の平成25年度当初予算額は約88億7千7百万円であり、今回の減額補正額は約4億3千7百万円である。このうち、特例減額分は約3億1千5百万円である。一人当たり平均削減額は、部の現員数が1,038人なので、約30万円となる。今回の特例減額では、職位の高い職員の減額率が大きくなるように設定されている。人事課で試算したモデルケースでは、部局長級職員が61万円、課所長級職員が52万1千円の減額となっている。また、主事級職員は8万6千円となっている。

A. 高齢介護課長

4. 国庫補助金の廃止は、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）養成研修に係るもので、県負担分も併せて120万円の減額補正となる。主任介護支援専門員は、介護支援専門員を指導する者として平成18年度に創設された資格で、国は速やかにこれを養成するため、養成研修に係る補助を行ってきた。県では当初、地域包括支援センター1か所当たり2人を配置することを目標に養成してきたところ、平成24年度末で1,907人になるなど、目標を上回って順調に養成されている。このようなことから、国庫補助金も廃止されることとなった。年間約2700人いる研修受講者の負担は、従来の28,000円から1,000円上がって、29,000円になったところであるが、介護報酬上は主任介護支援専門員に係る加算があり、本人にもメリットがあることから、国庫補助金の廃止はやむを得ないものと考えている。

5. 介護職員処遇改善特別対策事業費のうち、施設開設準備経費等支援事業費については、特別養護老人ホーム等を開設する事業者に対し、施設開設の半年前から生じる職員の人件費や研修費などの準備経費に対し、1床当たり60万円を限度として補助するものである。これにより、速やかに施設を開設し、安定的な施設運営を支援し施設整備の促進を図っている。減額の理由

は、小規模特別養護老人ホームなど市町村が計画した地域密着型施設で、計画中止や申請の取下げがあったことによるものである。この事業は、当初、今年度までの期間限定の事業であったが、来年度に事業が延長となったため、基金残高の範囲内で継続して補助を行っていく。

7. この事業は、市町村が小規模特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームなど、地域密着型の介護施設等を整備する事業に補助するものである。当初、今年度までの期間限定の事業であったため、市町村が前倒しで事業を行うよう進めてきたが、小規模特別養護老人ホームなど市町村が計画した地域密着型施設で、計画中止や申請の取下げがあったために減額となってしまった。また、平成24年度限りとされていた国の地域支え合い体制づくり事業も延長されたため、国の基金へ返還不要となったものが3億4,937千円あり、合計で約13億円の減額補正となったものである。

◆調査事項関係（福祉部）

Q. 柳下委員

1. 保育所への4月からの新規入所申込について、2月に不承諾通知が交付されたと報道されている。さいたま市だけでも2,000人を超えていると聞かすが、不承諾となった児童は全県で何人なのか。
2. 不承諾となっても認可外保育施設に入所すれば待機児童にカウントされない。カウントはどうなっているのか。
3. 来年度は5,500人分拡大するというがまだ足りないと思う。認可保育所を増やすとともに、公立の保育所を増やすべきと考えるがどうか。
4. 県立社会福祉施設管理費950,455千円の関連であるが、埼玉県社会福祉事業団における常勤職員の比率を高めるべきと考えているが、現状と今後の方針はどうか。
5. 在宅重度心身障害者手当の支給は、65歳以上で障害者になった人も対象となるのか。対象

にならないのであれば、その理由は何か。

6. 発達支援総合推進センターを小児医療センターの移転にあわせて整備するようだが、発達障害の支援の在り方を十分に検討してきたのか。また、総事業費はどのくらいか。

A. 少子政策課長

1. 新年度の入所に係る待機児童数は4月に調査を行い、6月頃公表する予定である。現時点ではまだ数字を持っていない。
2. 待機児童数のカウントは、認可保育所のほか、家庭保育室と保育ママなど公的助成を受けている施設に入所した場合はカウントから外している。それ以外の認可外保育施設に入所した場合は、待機児童としてカウントしている。
3. 市町村の保育所整備意欲は高まっている。平成25年度は認可保育所2,877人分を含む4,270人分の保育サービスの受入れ枠を拡大する見込みであり、さらに、平成26年度は認可保育所3,714人分を含む5,500人分を拡大する。今後とも認可保育所の整備を中心に市町村と連携し、待機児童対策を進めていく。なお、公立保育所の整備については市町村に税源移譲され、一般財源で対応するため、市町村が対応するものと考えている。

A. 社会福祉課長

4. 社会福祉事業団職員の現状の比率は常勤職員5.5、非常勤職員4.5で横ばいである。ただし、最近では常勤職員の採用を増やしている。平成22年度の新規採用者数は1人、平成23年度は19人、平成24年度は24人、平成25年度は27人の常勤職員を採用した。この27人のうち23人、85%は非常勤職員からの登用である。
今後は、常勤職員の比率を6割に近づけたいと考えており、意欲のある非常勤職員を常勤職員として積極的に登用していきたい。

A. 障害者福祉推進課長

5. 在宅重度心身障害者手当について、平成22

年1月の改正時に支給対象者を見直し、65歳以上で新たに障害者になった方は支給の対象者から外した。平成26年度においても変更の予定はない。その理由は、65歳以上で新たに障害者になった方については、介護保険制度による様々なサービスを利用している方が多い状況であり、高齢者福祉施策の中で総合的に支援すべきと考えるためである。

A. 福祉政策課政策幹

6. 福祉部では、平成23年度から発達障害支援に重点的に取り組んでいる。病院局に対しては、現在の小児医療センターで発達障害児の診療・療育の受入れの拡大について話し合いを進めてきた。その中で、小児医療センターが平成28年度に新都心に移転する計画が打ち出されたことから、企画財政部、病院局とも協議し、小児医療センターにおいて発達障害の診療体制を拡充し、福祉部で人材育成や親支援、地域の支援体制を強化することとした。

総事業費については、発達支援総合推進センターの建設工事は、新病院の建設工事と一体的に行われるため、面積按分し、総事業費の1.733%となる約7億1千万円の負担を予定している。

Q. 柳下委員

1. 現在地である岩槻の小児医療センターで発達障害を受け入れ、そこに支援センターを整備したいということか。
2. 65歳以上で障害者になった人が必ず介護を必要とするとは限らない。糖尿病で視力障害になった人など、障害に医療は切り離せず、費用が増える。なぜ、介護保険が理由になるのか。障害者の差別ではないか。
3. 保育所の整備をもっと進めてもらいたい。(要望)

A. 福祉政策課政策幹

1. 発達障害の診療・療育体制の強化は県全体の

課題であり、その支援拠点を新たな小児医療センターに整備しようとするものである。

A. 障害者福祉推進課長

2. 介護保険は一例を述べたままで、65歳以上で新たに障害者になった方は、高齢者福祉で総合的に支援していくものというのが理由である。また、平成22年1月の改正では、精神障害者保健福祉手帳1級所持者や、超重症心身障害児も新たに支給対象としたところである。

5 環境農林委員会における奥田智子県議の質疑

2014年3月11日

◆議案関係・質疑(農林部関係)

Q. 奥田智子委員

第76号議案について伺う。

農地の利用集積について、これまでの取組状況はどのようなものなのか。また、家族経営農家への支援も重視してもらいたいが、今後どのように考えているのか。

A. 農業ビジネス支援課長

農地保有合理化事業等を活用し、経営規模の拡大を図ろうとする農家等に対して、リタイヤする農家や規模を縮小する農家から農地の集積を進めてきた。平成24年度は約185.4ヘクタールが担い手に集積された。

家族経営農家への支援については、現在、地域で策定が進められている「人・農地プラン」において、意欲ある担い手として位置付けられた農家には、経営体育成条件整備事業などの支援を行っている。

Q. 奥田委員

第81号議案について、4点伺う。

1. 大雪による県内の農業被害総額が約229億円と公表されたが、現場の実感としてもっと多いのではないかという意見がある。農林水産省が農業被害額の算定方法について、新しく指導したと聞いている。また、新聞報道によると、他県で被害額を見直しをして公表したところもあるとのことである。再建価格でなく残存価格だと被害額が低く見積もられてしまう。本県だけ取り残されているのではないか。
2. 倒壊した農業生産施設の撤去等について、今の段階で、業者に多額の費用を請求されるなどの被害に遭った生産者はいるのか。
3. 被災した農業生産施設を再建する際に、自己負担で強度を高めた場合に補助の対象となるよう考慮できないのか。

4. 国によると、農業共済制度への加入率は約34%とのことだが、同制度による被災した農作物への農業災害補償はどうなっているのか。

A. 農業支援課長

1. 本県が公表した約229億円という農業被害総額は、県農業災害特別措置条例に基づき、今回の被害を特別災害に指定するために農作物等の被害について市町村が報告してきたものを積み上げたものである。

被害額の算出に当たっては、農業災害対策被害調査報告要領に基づき、作物は収穫減収量に標準価格を掛け、施設は残存価格に被害率を掛け、それぞれ算出し、同条例による特別災害の指定に必要な情報として収集したものであるもので、御理解いただきたい。

4. 農業共済制度は、自然災害等による農業被害に対して一定の補填を行うもので、セーフティネットの役割を果たしている。

今回のような大雪被害においては、まさに農業共済に加入していることの効果が発揮される。

今後は農業共済への加入が、より一層進むよう、関係団体と連携して取り組んでいきたい。

A. 生産振興課長

2. 生産者が業者に見積を依頼したところ、通常想定される価格を上回る見積額が提示され、諦めて自ら解体したという話は聞いているが、だまされて被害に遭ったというようなことは聞いていない。

A. 農業ビジネス支援課長

3. 同程度での再建が前提である。これは国の基準であり、見直しは困難である。自己負担でお願いしたい。

Q. 奥田委員

第81号議案について、更に3点伺う。

1. 農業共済制度については理解できるが、この共済に加入していない者を救済する方法はないのか。
2. 倒壊した農業生産施設の解体や撤去作業を請負う職人や建設資材が不足しているが、平成26年度内に倒壊した農業生産施設の解体・撤去等の全てが終了すると考えているのか。平成27年度にも補助事業の継続をすべきだと考えるが、どのように考えているのか。
3. 補助事業に係る申請書類をできるだけ簡素化することは検討していないのか。

A. 農業支援課長

1. 農業災害対策特別措置条例に基づく資金の無利子融資や種代・肥料代に対する補助や経営体育成支援事業による撤去・再建への助成により支援を行っていききたい。
2. 今回の被害は広範囲に及んでおり、作業員や建設資材がひっ迫していると聞いている。
県としては、平成26年度中に復旧できるよう、市町村と連携して事業を進めるが、同年度中に採択となった案件が同年度内に終了しない場合には、繰越し等について国と調整していききたい。
3. 被災者は約3,500名に及ぶ。申請に係る添付書類などの簡素化については、国に対して要望している。事務負担が減るよう、様式の簡素化や手続の迅速化などについて検討していく。

◆調査事項・質疑(農林部関係)**Q. 奥田智子委員**

第1号議案について、新規就農総合支援事業の対象年齢を45歳未満とした根拠は何か。対象年齢を拡大した方がよいのではないかと。

A. 農業支援課長

対象年齢が45歳未満となっているのは、国の規定で定められているからである。今後改善を国に要望していききたい。

6 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年 3月12日

◆議案関係（保健医療部・病院局）

Q. 柳下礼子委員

1. 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例について、小児医療センター新病院の開設準備等に対処するため、病院事業管理者の事務を補助する職員を増員するとの内容であるが、建設に係る職員以外にも、メディカルクラーク等の医療スタッフなど、県立病院全体として増員していく必要があると思うが、具体的な組織改正の内容について伺う
2. 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例、埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例について、手数料等の額を引き上げることは、消費税増税という理由があるにせよ、県民の負担増につながるのではないか。
3. 第36号議案及び第57号議案に関連して、後期高齢者医療の被保険者数と、保険料の均等割が2割から7割軽減されている人の割合を伺う。また、埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金の処分目的は何か。埼玉県ではこれまで取り崩しておらず、保険料を下げるよう国から勧告を受けているはずである。また、県職員2人が広域連合に派遣されているが、その役割は何か。埼玉県後期高齢者医療広域連合における第4回後期高齢者懇話会における提言の内容はどのようなものか。

A. 経営管理課長

1. 小児医療センター新病院の開設準備のため、小児医療センターに53人を増員する。そのうち、看護師の前倒し採用分が49人である。また、小児医療センター建設課に6人を増員した。一方、がんセンター新病院の完成に伴ってがんセンター建設課を廃止し、職員21人を減員した。がんセンターについては、新病院開設準備に従事した職員の減員と、診療充実のための職員の増員を行い、差し引き1名を減員した。さ

らに、循環器・呼吸器病センターにおける新館整備のため、経営管理課に5人を増員し、循環器・呼吸器病センターについては、医療体制強化のため、2人を増員した。以上の差し引きにより、44人の増員を図るものである。

A. 保健医療政策課長

2. 手数料等の算定に当たっては、消耗品費など必要経費を積算しており、実際に掛る経費の増額分の負担をお願いしている。10円未満については切り捨てており、単純に上乘せしているわけではない。

A. 国保医療課長

3. 後期高齢者の医療被保険者数は、平成24年度末時点で663,672人である。保険料均等割の軽減対象者は、9割軽減が203,289人、8.5割軽減が92,954人、5割軽減が制度改正に伴う拡充後で43,275人、2割軽減がやはり拡充後で49,331人となっている。

基金の処分目的は、予想以上の保険料収納率悪化や医療給付費増加による財源不足への対応が本来の目的である。加えて平成22年5月の法改正により、保険料率の急激な増加抑制にも使えることになった。県においても、この目的のための条例改正を行っている。基金を取り崩して保険料を下げるように、という国からの勧告はない。保険料増加抑制への基金投入は例外的なものであり、適用に当たっては事前に国との協議が必要である。

広域連合へ派遣されている県職員2人の役割は、制度の適正な運営に係る人的支援である。

広域連合の懇話会における提言内容については、保険料改定に当たって広域連合から知事に協議があるので承知している。保険料改定について、一人当たり6円引下げとなる設定で協議されたため、妥当と判断し、承認したものであ

る。

を行っている。引き続き、病院の運営状況を踏まえ、必要な見直しを行っていく。

Q. 柳下委員

1. 国から、医療費が低い割に保険料が高いと報告があったのではないかと。また、現時点での基金の残高はいくらか。所得が低い人が多く、半数以上が軽減対象となっている。今回の改定により引上げとなる人も多くいるのではないかと。もっと保険料を下げるべきである。今後の考え方を聞きたい。
2. 新病院の開設準備だけでなく、メディカルクラークなど、現在の診療体制を整備するための定数措置も必要と思われるが、そのような考えはあるか。

A. 国保医療課長

1. 把握している限りでは、国からそのような報告はない。基金の残高は平成25年度末で約84億円と見込んでいる。今回の保険料改定により、保険料が上昇する人はいるが、例えば年金収入者で単身の場合、年金収入80万円以下の方は年間での負担増は60円、年金収入153万円までの方の年間負担増は90円である。一方、年金収入192万円の方は、今回初めて軽減が適用されるため年12,180円の減額となる。トータルでは一人当たり6円下がる。上がる方の人数は多いが増える額は少ないというものである。

今後の考え方については、この基金は本来、セーフティネットであり、広域連合の剰余金を活用しての対応は妥当なものであると考えている。

A. 経営管理課長

2. 具体的な増員は先に説明したとおりである。今回の定数改正の大きな要因は、小児医療センター新病院の開設準備に係るものであるが、その他、医療社会事業職を、がんセンター及び小児医療センターに1人ずつ配置するほか、薬剤師を循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センターに各1名増員する等の見直し

Q. 柳下委員

基金の残高は146億円ではないか。

A. 国保医療課長

基金の残高は平成25年度末の見込みで約84億円である。

Q. 柳下委員

基金の剰余金はいくらか。

A. 国保医療課長

剰余金については、県のものではなく、広域連合の会計運用上の剰余金である。平成25年度末の見込みで約82億円と聞いている。基金の残高と広域連合の剰余金の合計は166億円となる。

Q. 柳下委員

広域連合の剰余金は、保険料を高く取り過ぎていく上に高齢者が受診抑制しているために生じたものである。県の基金がセーフティネットだとするのであれば、インフルエンザの流行等だけではなくもっと活用すべきと考えるがどうか。保険料の滞納者はどのくらいいるか。

A. 国保医療課長

滞納者は約1万4千人と聞いている。

◆調査事項関係（保健医療部・病院局）

Q. 柳下委員

1. 度心身障害者医療費助成制度について、今回の見直しの効果と目的を確認したい。特に、埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会の会長から手紙をもらっている。障害者と医療との関係は健常者のそれとは質的に異なり、視覚障害の原因疾患は多数に及ぶが、多くは進行性であること、二次障害、障害を持ちながら生活することにより、障害器官への過度な負担と他の器官へ

の負担のため、元疾患とは異なる疾患等が引き起こされること、視覚障害者の3分の2強は65歳以上であることなどを訴えている。精神障害者を対象化することは制度の拡充だが、65歳以上を除外するのはどうか。今まで認めていた人たちは今後も対象とすべきではないか。

2. 後期高齢者医療の保険料について、平成25年2月の広域連合議会において、当時の広域連合長が「国からの指導等もあるので、県、県知事とも十分協議しながら、県の財政安定化基金財政安定化基金も活用し、県民負担の軽減、保険料があまり高くないように努力する」と答弁している。国の指導はあったはずである。
3. 医学部設置の関係で、平成25年度において、総合病院の誘致は具体的にどのように進めたのか。また、平成26年度はどのように行うのか。
4. メディカルスクールは有効という研究者がいる。メディカルスクールに対する調査はどうか。

A. 国保医療課長

1. 覚障害者団体からの手紙は承知している。進行性疾患の方については、視覚障害に限らず共通の課題と認識しているが、埼玉県は元々、重度障害者の対象範囲が広がっている。例えば身体障害については、全国的には2級までとしているところが多いが、埼玉県は3級まで対象としている。65歳という年齢については、後期高齢者医療制度に加入することにより、自己負担は3割から1割になる。年金も満額支給される。生まれながら又は若くして重度障害者になられた方とは生活実態が違うものと考え。最も必要性の高い人を将来にわたって支援していくための制度見直しである。
2. 広域連合長の答弁については承知しているが、保険料増加抑制のための基金取崩しについては、当時から国への事前協議が必要とされており、国として積極的な活用を勧告していたということはない。

A. 保健医療政策課長

3. 高度な医療人材の養成には大学院の設置が有効であるので、その調査を行う。また、医療ビジョン策定に当たり、医療機能ごとに必要量を把握する調査を行い、その調査結果を総合病院誘致につなげたいと考えている。
4. 優れた臨床医の育成を主眼としているため、基礎医学担当教員の確保が困難になる可能性がある。また、日本では制度化されていない。確保が困難になる可能性がある。また、日本では制度化されていない。メディカルスクールの設置は困難である。

Q. 柳下委員

1. 総合病院の誘致について、どのような方向で進めようとしているのか。
2. 後期高齢者医療と重度心身障害者医療費の関係について、後期高齢者医療に移るかどうかは強制しないという答弁が以前あった。そのため、後期高齢者医療に移る人は減少している。今回の話は、後期高齢者医療制度に移れということなのか。そうなると、後期高齢者医療が増加することになる。県への働き掛けもあり、これまで制度を拡充してきたのに、65歳になった途端になくなってしまうのか。

A. 国保医療課長

2. 後期高齢者医療制度への加入を強制しないのは今回も同じだが、低所得者の保険料は低い。例えば年金収入80万円以下の方は年額4,240円、年金収入153万円までの方は年額6,360円で負担割合が3割から1割になる。今後は後期高齢者医療制度へ移行してもらえるものと考えている。

65歳未満で受給資格のある人には、65歳以上になっても引き続き助成を行う。65歳以上で新たに重度障害者になる人が対象から外れるということである。

A. 保健医療政策課長

1. いくつかの学校法人や医療法人に当たったが、相手がその気にならないと進まず、スケジュールが立てられない状況である。

Q. 柳下委員

1. 執行部は、医師確保対策の関係では、多くの大学を回っている。総合病院誘致においても、精力的に取り組んでもらいたい。(要望)
2. 保険料の話ではない。なぜ同じ65歳なのに差別されるのか。障害者の中で差別されるのはどうかと言っているのである。当局としては、国の制度で実施してほしいのに実施しないので、財政面から見直しをしなければならないのではないか。

A. 国保医療課長

2. 一面としては差別かもしれないが、生まれつき又は若くして重度障害者となった人と、65歳以上になって初めて重度障害者となった人とは生活実態に違いがあると考えられる。既に受給資格を有している人は、無料が生活の一部になっている面もあるので、既得権として尊重する必要があると考えている。この制度は全国で実施しており、毎年政府要望等で国に制度創設を要望している。

◆議案関係・討論**柳下委員**

第57号議案「平成25年度埼玉県一般会計補正予算（6号）」について、職員給与の特例減額により職員の給与が減額されているものであり、賃上げが求められている時代に逆行している賃下げを職員に押し付けることは認められないので、反対である。

次に、第33号議案「埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例」、第34号議案「埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例」については、いずれも消費税増税による値上げである。よって反対である。

また、第23号議案についても反対である。

◆調査事項関係・意見**柳下委員**

第1号議案「平成26年度埼玉県一般会計予算のうち福祉部関係及び保健医療部関係」については、否とする。特に重度心身障害者医療対策助成事業の改悪が行われたこと、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を補助対象にすることには賛成だが、1級の精神障害者で外来のみというのが問題である。2級の人や入院の場合も補助対象とすべきである。特に問題なのは、65歳以上で新たに重度障害者となった人を補助対象外とすることで、障害による差別、年齢による差別的な扱いはやめるべきである。しかも、同じ障害者でありながら、新規手帳取得者は認めないという卑劣なやり方は、障害者の中に分断を持ち込むものであり、全面参加と平等の観点から見ても、県民の納得は得られない。まして、65歳を超えて障害者になった場合は、加齢とともに医療費の負担は重くなり、持続可能な制度のためと言うが、障害を持ちながらも人間らしく、安心して暮らせる、必要な医療が保証される障害者のための制度こそ持続可能と言えるのではないかと。同様の理由で、在宅重度心身障害者手当について、引き続き新規の65歳以上の障害者手帳取得者を排除する予算には反対である。

第2に消費税の増税による使用料、手数料の値上げに関する予算については反対である。

◆請願関係**柳下委員**

議請第1号「重度障害者医療助成制度の充実を求める請願」について、採択を求める。

以下理由を述べる。

重度心身障害者医療費助成事業に、65歳以上で新規手帳取得者は対象外という制限を入れないでほしい。また、精神障害者の2級まで同制度の対象としてほしい、というものである。この事業は、1975年に実現し、県と市町村が折

半で補助する県単制度として、障害者団体などの県への働き掛けの中で、対象を拡大してきた。

今回、精神障害者1級を対象にしたことは改善である。しかし、1級のみ限定し、入院費用は対象外とする新たな差別的扱いを持ち込んだ。65歳以上という年齢制限で、多くの障害者が対象外とされることは、高齢になってから障害者になることへの差別であり、医療費の負担は大変である。障害により、年齢により差別することは認められない。障害者にとって、医療は生きていくためになくてはならないものである。

以上の理由により、採択を強く求める。

7 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年3月12日

◆議案審査 県土整備部関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第50号議案及び第51号議案について、先ほど、消費税を納めなくてはいけないという答弁があった。総務省通知に従ったとのことだが、納めなければ法令違反になるのか。
2. 狭山環状有料道路には料金所があり、人が配置されているが、料金徴収のためにどれくらい経費がかかっているのか。
3. 第57号議案について、給与費が減額補正となっているが、減額となった職員数は何人か、また、1人当たりの減額額はどの程度か。
4. 平成25年4月、平成26年2月に設計労務単価の引上げがされたが、なかなか現場の末端労働者への賃金に反映されていないと聞いている。どう受けとめているか。
5. 第63号議案について、先ほど公園用地の買戻しが完結するとの答弁があった。公園用地の買戻しが全て完結するというのは単年度のことと思うが、10公園の拡張や整備を含めて完結ということになるのか。

A. 道路政策課長

1. 消費税の申告については、売上高から仕入高を引いたものについて納税の義務が生じる。これを偽ると法令違反となる。
2. 平成25年度については、年間で約4,400万円である。

A. 県土整備政策課長

3. 人数については、現員ベースでは839人と見込んでいる。また、減額額については、職位に応じて減額率が異なっているが、平均すると1人当たり28万6千円程度と推定している。

A. 建設管理課長

4. 計労務単価は、平成25年4月と平成26年2

月に引き上げられた。2月の引上げに合わせて、国から全国の建設関係団体に対して送付された文書の中で「業界を挙げて取り組んでこられたが、技能労働者の処遇改善に向けた取組は、まだ緒についたばかりである」との国の現状認識が示されている。

県では、今年1月に建設労働団体と賃金実態について意見交換した。その中で、昨年6月に団体が行ったアンケート結果では引上げが反映されていなかったが、その後、今年1月の段階では、鉄筋工や型枠工の賃金が上がってきているとのことであった。

Q. 村岡委員

1. 有料道路料金に関係する消費税の納税者は県になるのか。
2. 料金徴収に関する人件費等の経費を考えると、狭山環状有料道路を無料化した方がよいのではないか。

A. 道路政策課長

1. 有料道路については、道路公社が納税義務者となる。道路公社は、地方公社法に基づくものである。
2. 狭山環状有料道路については、料金収入から料金徴収にかかる経費を差し引いても、償還するだけの利益があり赤字路線ではない。
引き続き、平成33年度までは料金徴収を行いながら償還を進めていく。

Q. 村岡委員

1. 県土整備部に関わる予算のうち、歳入の費目で消費税の増税分が上乘せされているものはあるか。
2. 災害初期対応能力強化事業について、市町と連携した整備が必要と考えるが、市町と相談しているのか。

3. 今回の大雪の除雪費用については、概算でどのくらいなのか。
4. ハッ場ダムの直轄治水事業費負担金について、今年度の負担金額はいくらか。また、これまでの負担金額と、最終的な負担金額の総計額はいくらか。

A. 県土整備政策課長

1. 一部の占用料で該当するかも知れないが、具体的に消費税を見込んでの整理はしていない。
2. 市町村との情報連絡は、既に防災行政無線のネットワークがある。このため、今回の新年度予算で考えている無線機については、市町村への配備はない。

A. 参事兼河川砂防課長

4. 平成26年度の県負担額は、治水分で3億5千万円程度である。治水分の最終的な負担総額は180億円である。平成25年度までの負担額は総額の85%程度である。

A. 道路環境課長

3. 概算で6億円程度である。

Q. 村岡委員

1. 占用料については、消費税増税をどの程度見込んでいるのか。
2. 災害初期対応能力強化事業については、防災行政無線という意味合いではなく、県土整備事務所と市役所などを同じスペックで連絡や情報共有を行えばどうかという趣旨で質問したものである。

A. 道路環境課長

1. 占用料は、土地の賃貸料と同様に考えられており、通常であれば消費税は非課税である。1か月未満の占用だと事業と捉えられ、消費税がかかることがあるが、このような事例はほとんどなく、歳入にほとんど影響しない。

A. 水辺再生課長

1. 河川占用料の主なものは、流水占用料及び土地占用料である。このうち、土地占用料は原則非課税であるが、1か月未満の土地貸付は課税対象となるため、消費税の影響を受けることになる。

流水占用料のうち発電用の流水占用料は、河川法施行令により国土交通大臣が定める額である「単価×理論水力により算出した額に消費税分を乗じた額」となるので、単価×理論水力により算出した額に100分の108を乗じた額となる。

A. 県土整備政策課長

2. 県と市町村の通信は、既に防災行政無線でネットワークが構築されている。

今回は、県土整備事務所と地域の建設会社の間での通信を確保するものである。市町村と建設会社の連絡方法については、財政負担も関係するので、それぞれの市町村が効果的な災害対応の仕方、やりやすい方法を検討する中で、取り組む必要があると考えている。

◆議案審査 都市整備部・下水道局関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第57号議案について、給与費の減額補正が計上されているが、減額対象の職員の人数と平均の減額額を伺う。
2. 住宅・建築物耐震改修促進費について、減額補正の理由は何か。
3. 第64号議案について、平成21年度公営住宅建設費6億5千万円を減額補正した理由、また、5か年の継続事業というのは長いと思うが、理由は何か。
4. 第71号議案について、利益還元に当たり、今後の事業運営上必要な経費を一時的に県に留保するとの発言があった。必要な経費の内訳として、電気料金値上げの影響分と焼却灰等の放射能対策経費分があると聞いているが、それぞ

れに該当する経費はいくらか。また、その2つの経費は、仮に必要ななかったとすれば、その分返還できたものなのか。

5. 第81号議案について、くまがやドームの膜屋根の崩落に関する原因究明への取組はどうか。また、屋根の骨組みには損傷はなかったのか。

A. 都市計画課長

1. 対象者は401人、1人当たり平均額は約27万円である。

A. 建築安全課長

2. 耐震診断については、ほぼ見込みどおりだが、設計や改修工事が見込みを下回ったものである。対象は民間の建物であることから、建物所有者の事業上の問題や、資金調達、テナントとの調整の難航などにより延期となったケースもあり、減額となったものである。

A. 住宅課長

3. 平成21年度の建設費では4団地の建替えを行っており、これらの工事請負費の契約差金による減額である。事業は5か年の継続事業の最終年度であり、工事費が確定したことにより、減額するものである。総事業費70億円に対して、減額割合は約9.3%である。

事業期間については、4か年の継続事業で行っている。平成21年度建設費については、大宮植竹団地について行政手続きに時間を要し、着工が遅れたためであり、昨年度の2月定例会で、事業期間の延長をお認めいただき、5か年の事業として行っている。

A. 下水道管理課長

4. 電気料金値上げの影響分として流域全体で約6億円、焼却灰等の放射能対策経費分として約1億7千万円となっている。この分が必要なくなり、他の経費についても変更がなければ、返還の対象となり得る。

A. 公園スタジアム課長

5. 設計業者や当時建設に携わった元請け業者、専門業者による原因究明の調査を行っている。崩落の原因としては、膜屋根の設計は積雪45cmを想定していたのに対して、熊谷地方気象台の発表では当時の積雪は62cmで、しかも雪質が重い状況であった。

Q. 村岡委員

1. 平成21年度公営住宅建設費については、手続が遅れたということで5か年に延びたということがあるが、この遅れにより、いくら経費が余分にかかったのか。計画と実際の金額の差はいくらか。
2. 国土交通省が構造に関する調査専門チームを立ち上げた。復旧に当たっては、安全第一に、どのように修理していくかを県民に知らせて理解を得る必要があると考える。期間がかかったらそれでもよいのではないか。また、詳細に調査した結果、骨組みに損傷があればその対応も踏まえた検討も必要である。単に元に戻すのではなく、復旧は様々な観点から総合的な検討が必要ではないか。

A. 営繕理課長

1. 仮囲いや養生鉄板のリース料、現場事務所、現場代理人の経費など、8工区全体で約2,300万円の増額である。

A. 公園スタジアム課長

2. 復旧に当たっては、国庫補助事業の都市災害復旧費を見込んでおり、原形復旧が基本である。しかし、再び被害が起らないように、ドーム内を暖めたり、上に雪が積もらないようにするなど追加の融雪対策を考えたい。

Q. 村岡委員

行政手続きの遅れにより、工事費が2,300万円の増額となった。

工事が始まる前に遅れたということだが、適正

な期間を見込んでおくべきではないか。

A. 営繕課長

手続き期間の見込み違いもあった。また、このほか、周辺住民からの意見に基づき、可能な部分は設計を修正するなど対応した期間もあった。今後は手続きに必要な適正期間を確保してまいりたい。

Q. 村岡委員

1. 第1号議案について、使用料などで消費税増税を見込んでいる予算計上はあるか。
2. 住宅・建築物耐震改修促進費については、前年度より約7千万円増額されており、大変結構なことと考える。ただ、平成25年度には様々な要因により、当初の補助予定額を下回ったが、どのように改善を図るのか。
3. 市街地再開発促進費補助について、川口市芝地区の事業の補助対象は何か。
4. 第12号議案について、大幅な増額でよいことである。今後、バリアフリー化の推進として、エレベーターの設置を見込んでいるのは何か所か。

A. 都市整備政策課長

1. 都市計画使用料及び普通財産の貸付料の一部に消費税の転嫁を予定している。内容のほとんどは、競輪、ボートなど公営競技に係るものの行政財産の使用料である。普通財産については、けやき広場とさいたまスーパーアリーナを例さいたまアリーナに貸し付けるものがほとんどである。

A. 建築安全課長

2. 平成26年度予算での主な増額は、診断費である。昨年の11月に耐震化促進法が施行され、大規模建築物の耐震診断が義務化されたことに伴い、補助限度額を撤廃したことなどによるものである。

民間への補助であるため、今後は、建築物所

有者の事情に合わせてきめ細やかな対応をしていきたい。今後も引き続き、改修補助制度に加え、県内3金融機関による融資制度と、業者を紹介する耐震サポーター登録制度の「3本の矢」を活用して、積極的に支援していきたい。

A. 市街地整備課長

3. 川口市芝地区は国の住宅地密集地域に指定されており、災害等に非常に危険がある箇所である。その改善を図るべく、民間が建築する共同住宅に補助するものである。平成26年度は、建築に先立ち、設計・調査費を計上するものである。

A. 住宅課長

4. エレベーター設置の基本的な考えは、5階以上のもの、今後長期に使用できるもの、高齢化率が高いところを選定して、バリアフリー化の一環として整備している。
平成26年度予算に計上されているものを含めて、該当するものは8団地10棟であり、これらを優先して整備していきたいと考えている。

村岡委員（討論）

第50号議案、第51号議案、第57号議案、第64号議案及び第71号議案に反対の立場から討論する。

第50号議案及び第51号議案については、いずれも消費税増税による料金値上げであり、反対である。狭山有料環状道路は、むしろこの機会に地元自治体・住民の無料化を求める声に応えるべきである。

第57号議案、第64号議案及び第71号議案については、いずれも職員給与の減額計上がある。全国一少ない職員数のかけ声の下、毎年職員数を減らされながらも、必死に職務に頑張っている職員の給与を減らすなどは行うべきではない。よって反対する。

村岡委員（意見聴取）

第1号議案については、直轄治水事業費負担金にハッ場ダム負担金が計上されていること、歳入に消費税増税を見込んだ予算があることから、否とする。

◆県土整備部・下水道局関係 急施議案**Q. 村岡正嗣委員**

1. 補正予算の事業箇所では、秩父市、皆野町、小鹿野町、飯能市などまだ雪が深いところがある。今回の大雪が、急施の事業に影響する箇所があるのか。また、影響がある場合は、事業内容を変更することがあるのか。
2. 昨年、設計労務単価が見直され、今回の補正予算についてはそれが反映されていると思うが、何%ぐらい増額されているのか。

A. 道路環境課長

1. 橋りょう修繕工事や耐震補強工事については、橋りょう部の雪がなくなれば実施にあまり影響はないものと考えている。

A. 道路街路課長

1. 新設道路関係では、除雪作業中のところもあり、全てを把握し切れていない。今後、現場状況を確認した上で対応したい。

A. 水辺再生課長

1. 合角ダムの事業については、無停電電源設備の更新工事であり、大雪による影響はない。

A. 参事兼河川砂防課長

1. 砂防事業として砂防堰堤や急傾斜地の斜面对策の工事があるが、現地の状況が未確認である。よく確認しながら、できるだけ早期に発注できるよう準備していきたい。

A. 県土整備政策課長

2. 労務単価の上昇分については、現在計上している予算の中で対応することになる。

Q. 村岡委員

地域の業者には、公共の仕事を受けてもなかなか厳しいという声がある。今後、大雪の影響で工事内容や、資材の搬入ルートを変更する必要があった場合、それが受注した側にかかってくると単価的に厳しく、また労務単価の引上げにつながらないと国の経済対策の効果が期待できない。このような問題には柔軟に対応されるのか確認したい。

A. 建設管理課長

契約後の施行条件の変更については、受注者と発注者間の協議により定めて対応していくこととしている。

8 環境農林委員会における奥田智子県議の質疑

2014年3月12日

◆議案関係・質疑(環境部関係)

Q. 奥田智子委員

2点伺う。

1. 埼玉エコタウンプロジェクトの重点実施街区において、太陽光発電設備の設置がどの程度進んでいくと考えているのか。
2. HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の普及については、どのような状況なのか。

A. エコタウン課長

1. 現在 160戸程度設置されている。平成 26年度予算として計上している 370戸分を含めて、一つの目標としていく。
ただ、住民に大きな経済的な負担がかかるものでもあり、太陽光発電設備のメリットを丁寧に説明し、普及促進を図っていきたい。
2. HEMSについては、約 15%の世帯で設置されている。県全体、日本全体とも設置率は約 0.1%程度であることから、一定の成果が出ていると考えている。

Q. 奥田委員

HEMSの普及が進まない原因は何か。補助率が負担に対して低いなど、補助制度の内容が関係しているのか。

A. エコタウン課長

平成 25年度当初は、国から 10万円、県と市からそれぞれ 5万円を給付する補助制度があり、ほぼ自己負担無しでHEMSを設置できた。

平成 26年度については、国が 3分の1 補助で限度額 7万円、県・市は引き続き 5万円となるが、同様に自己負担無しでHEMSの設置は可能となると考えている。

また、県でアンケートを実施したところ、無料でも設置しないという方が約 1割、無料なら設置

するという方が約 48%、2万円程度なら設置するという方が約 30%であった。

こうした結果から、10万円程度の設置費用が必要な現状では、補助制度無しでは、HEMSの設置はなかなか進まないのではないかと考えている。

◆調査事項・質疑(環境部関係)

Q. 奥田委員

住宅用太陽光発電設備補助を今年度で廃止するとあるが、知事の提案説明の中で分散型エネルギー政策を進めると言っている。

あらゆる手段を講じ施策を進めていくべきで、住宅用太陽光発電設備補助を廃止すべきでないと思うが、どう考えているのか。

A. 温暖化対策課長

住宅用太陽光発電設備補助は、普及が本格段階に入ったことから廃止する。平成 21年度から行っている補助であるが、当時のパネル価格が 70万円程度しており、国・県などの手厚い補助があったが、それでも投資回収に 13年程度を要するものであった。

現在では、家電量販店で販売されるパネル価格が安いもので 30万円台半ばまで下がり、10年程度で回収ができる。また、新築注文住宅の約 4分の1に設置されてきている。

このような状況から、当該補助は廃止するが、普及啓発は引き続き行っていく。

今後は、再生可能エネルギーとしては、太陽熱及び地中熱を、エネルギー効率の向上としてはエネファームを、それぞれ普及することを目指していく。

Q. 奥田委員

それでも住宅用太陽光発電設備補助を廃止する必要はない。あらゆる手段を使って今後も推進す

べきと思うが、どうか。

A. 温暖化対策課長

固定価格買取制度において、これまでは価格を決定する際に国の補助などを見込んで計算して決めているが、来年度の価格を決める際には、国や地方公共団体の補助を見込まない方向で検討が進んでいると聞いている。

国民全体で費用を負担し設置を後押しする制度ができていますので、こうした動きの中で、今後対応していきたい。

◆議案関係・討論(環境部関係)

委員長

ただ今から委員会を再開する。

これより、本委員会に付託されている議案に対する討論を一括して行う。

何か発言はあるか。

Q. 奥田智子委員

第47号議案ないし第49号議案及び第57号議案に反対の立場から討論を行う。

第47号議案ないし第49号議案について、公共事業の費用は事業主体が負担すべきであり、反対である。

第57号議案について、給与の特例減額が盛り込まれているため、反対である。

◆調査事項・意見徴収(環境部関係)

委員長

私としては、質疑を踏まえ、調査事項4件について、本委員会としては、「可とすべきもの」と報告したいが、意見があれば発言をお願いする。

奥田智子委員

第1号議案のうち環境部関係及び農林部関係については、関係施設使用料などに消費税増税による上乗せがあるため、「否とすべきもの」である。

9 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年 3月13日

◆議案関係（病院局）

Q. 柳下礼子委員

1. 約55億円の増額補正により、総額約372億円になる。増額の内訳の中の残土処理費用約12億円は、搬出先も決まっていな中で、積算をどのように行ったのか。また、秋ヶ瀬ヤードに残土を運ぶことはいつ、誰が決めたのか。
2. 増額補正のもう一つの理由は建設費等の高騰とのことだが、別途発注を何月に決めたのか。残土不適合は8月に判明しており、建設費等の高騰による別途発注も11月に決めていたと聞いているが、間違いはないか。
3. また、今後も資材費等の高騰により、工事費が増額することは予想されるのか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 残土処理の積算は、搬出先と考えている幸手、三郷、八潮、茨城県、栃木県への搬送距離、運搬単価、処理費を参考に算定した。運搬単価は、ダンプ1台で約5?積むとすると、平均で4万3千円程度である。秋ヶ瀬ヤードへの搬出は、平成25年度予算を積算する平成24年10月頃の時点で病院局として決めていた。
2. 建設費等の高騰による別途発注を決めた時期は、11月の公告の段階で間違いはない。入札参加を希望する業者に示した図面の中で「別途発注」する旨を明記している。
3. 今後の工事費の増額予想については、物価スライド、賃金スライド、インフレスライドなどが適用される事態になれば、対応していくことになる。

9月の入札不調の原因については、設計会社とも分析している。機械式駐車場などの設置のため、最大地下23メートルまで掘り下げることが施工を難しくしていることが分かった。これを見直し、地下の工事量をできる

だけ減らすよう設計を見直している。こうしたコスト削減の工夫により、極力、予算の範囲内に収めるよう努めていきたい。

Q. 柳下委員

1. 新都心地域の地盤が悪いことは常識である。8月に残土の問題が判明していたのに、なぜ9月定例会に増額補正を出さなかったのか。
2. 建設費等の高騰による別途発注についても、11月に決めていたのであれば、なぜ12月定例会に補正を出さなかったのか。
3. 今後も、物価スライド等により工事費が上がることはあり得るとの理解で良いのか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 9月に入札を執行していたので、手持ちの予算の中で入札差金が生じれば、その分で吸収できるという考えがあった。また、9月定例会で補正を出すためには、金額の積算が十分でなかった。
2. 入札差金が発生すればそれを充てるなど、予算の範囲内でできるだけのことをした上で、しかるべき時期に補正予算を提出する考えだった。
なお、12月定例会に増額補正を出すことになると、大幅な見直しとなり、日本赤十字社との様々な調整が生じ、着工時期も遅れてくる。土留め工事が必要になるなど、全ての調整を行うと多くの時間を要するため、12月定例会に補正予算が間に合わなかったものである。
3. 全体の構造を見直すこととのプラスマイナスとなるが、極力補正をお願いすることがないように努めていきたい。

Q. 柳下委員

1. 一番の問題は、日本赤十字社との調整といった理由で、これだけの金額の工事を議会に諮ら

ず進めていることではないか。納得がいけない。こういうことは今までにあったのか。

2. 今になって地下駐車場を見直すというが、地下の工事はお金がかかることは分かっていたはずである。患者家族は使いやすい駐車場を望んでいる。どのように見直すのか。
3. 残土の運搬に要する経費が、ダンプ1台で約4万3千円とのことだが、どこに何㎡運搬し、何円かかるのか。
4. 入札差金で対応できると考えていたことには納得がいけない。差金は生じなかったのか。うまく予算範囲内に収まると考えていたとすれば根拠は何か。

A. 小児医療センター建設課長

1. このような資材費等の異常な高騰はこれまでに経験がなく、説明が遅れたことについて、率直にお詫びする。
2. 駐車場の見直しについては、地下駐車場にスロープを降りながらきついカーブで入っていくことになっていた計画を、地上1階に入口を持つてくることでスムーズな入庫ができるようにしたことである。車を格納する位置を全体に浅くすることにより、駐車場も免震構造に入ることになり、安全性が高まる。この点については、10月27日の患者家族説明会で説明した。
3. 残土の搬出先ごとの内訳については、幸手は約8万1千㎡で約3億円、三郷は4万㎡で2億4千8百万円、八潮は4万㎡で2億5千万円、茨城県の石岡は6千㎡で約1億6千6百万円、栃木県は2か所あるが1万2千㎡で約2億5千万円である。この合計額に20%強の諸経費が加わる。
4. 入札差金が生じたかどうかについては、不落だったため当然、発生していない。

Q. 柳下委員

1. 入札差金の見込みが違ったのはどうしてなのか。
2. 残土の搬出先が幸手等に決まったのはいつな

のか。8月には決まっていたのか。

3. 駐車場の変更はいつ決めたのか。もともと地上1階を入口にしておけばよかったのではないのか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 積算の際に市場の実勢、動向をつかみ切れていなかったことに尽きる。
2. 残土の搬出先を幸手等としたのは、今回の補正予算を積算する段階である。予算執行段階では、より近い場所があるか検討していきたい。また、地下の構造の見直しによっては、残土の量も変更になるので、予算を少しでも節約したいと考えている。
3. 今にして思えば最初から地上1階を入口にしておけばよかったと考える。設計会社をプロポーザルで決めしたが、その提案のまま進めてしまった。その時点では、他社と比較して優れているということだったが、工事が難しく、コストがかかるということもあり、見直しを考えている。

Q. 柳下委員

1. 残土の搬出先を報告しているにもかかわらず、より近い場所も検討するというのは、予算の出し方としてはずさんではないか。
2. 今回の工事は難しく、建設会社に敬遠されているとのことだが、設計・工事は患者の使いやすさなどを頭に入れてやるべきではないか。初步的なミスと思うがどうか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 1回の補正予算は、今考えられる最大額としての予算である。今後の病院経営や一般会計からの繰入金に負担がかからないよう、少しでも工夫したいと考えている。
2. 地下駐車場について説明が足りなかったが、見直し前の設計では、患者に地下数階まで行ってもらおうということではなく、患者は地下1階で降車し、車は機械が自動的にその下へ格納するということである。

◆調査事項関係（病院局）

柳下委員

質疑の関係で、さいたま市立病院の施設整備基本計画を配布したいが、許可をいただけるか。

委員長

柳下委員から資料の配布依頼があった。これを各委員に配布することを許可する。

（資料配布）

Q. 柳下委員

1. 県立小児医療センター関連の予算について、患者家族会、近隣市町村は移転に納得していない。家族会からの署名提出が14万筆あり、岩槻からも議会に対して4万5千筆の署名提出があった。当初予算において、現在地に残す機能の予算化はどうなっているのか。

残す機能の調査、設計をしなければ同時オープンに間に合わないのではないか。また、患者家族や地元住民への説明会は、いつどのような形で行うのか。

2. さいたま市立病院の全面建替計画が進んでおり、工事費の内訳もプラン別にコスト比較ができる形で市民にオープンにされている。小児医療センターについても、現在地での建て替えの場合、がんセンター跡地での建て替えの場合などのコストを県民や議会に示すべきである。さいたま市立病院の計画は213億円であることから、現在地での全面建て替えであれば、小児医療センターももっと安く済んだはずである。類似病院との1㎡当たりの建築単価の比較などは行っているか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 施設の改修が平成27年度の予算編成に間に合うように、今年の秋までに、現在地に残す機能について県議会へ方針を示したい。このため、平成26年度当初予算に設計費は計上していないが、着々と準備を進めていく。

地元住民に対しては、残す機能の具体的な内

容が決まっていないため、説明をしてこなかったが、次の患者家族の説明会では残す機能の説明が主となるため、その際には地元住民に対しても説明の機会も設けることを検討している。

2. 建て替えパターンの比較については、現在地での建て替え、がんセンター跡地への移転が考えられていたが、小児医療センターに産科がなく、今回の大きな目的である総合周産期医療の提供ができない。このため、同じベースでの比較ができないことから試算していない。

1㎡当たりの建築単価については、隣接するさいたま赤十字病院と比較すると割高となる。ほぼ同じ面積だが、さいたま赤十字病院は約217億円である。さいたま赤十字病院は小児医療センターよりも敷地がやや広く、駐車場もデッキ下に自走式で作るため地下の工事が少ない。小児医療センターは地下に機械式駐車場を作ることや、付加機能として上層階に特別支援学校の体育館やプールのほか、付加機能専用のエレベーターがあること、316床のうち100床以上がNICU、PICUなど特殊病床であることなどにより、割高となっている。

Q. 柳下委員

1. 患者家族と地元住民への説明会は何月に予定しているのか。残す機能について、着々と準備はしているとのことだが、予算は必要ないのか。

2. 都立小児総合医療センターはNICUもあり、類似病院だと思うが、建築費の比較はしていないのか。

3. 消費税増税による上乗せ分はいくらになるのか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 今年の秋までに議会へ方針を示す予定であり、それに先立つ年度前半の中で、残す機能について説明できる内容がまとまった時点で患者家族、地元住民へ説明していきたい。残す機能の検討に係る予算については、小児医療センター建設課の職員の人件費がそれに当たる。具体的な設

計費等は平成27年度の予算計上で間に合うと
考えている。

るを得ない。よって否とする。

2. 都立小児総合医療センターはPFI方式で整備しており、単純な比較はできない。参考までに、先日建設業界紙で報道があった三重県の桑名市総合医療センターの例では、面積が31,617㎡で121億2千4百万円、㎡単価は約38万円であったが、入札参加申請がなく中止した。同工事は、1月の入札で参加者が辞退し中止となり、再度の公告では事業費を40%増額したが、参加者が現れなかった。この事例や県立小児医療センターの例をはじめ、建設物価が異常とも言える水準で上昇しており、数年前の事例との比較はあまり参考にならない状況である。
- 3 消費税の税率引上げ分は、予算が約300億円のため、約8億6千万円程度の影響を受けている。

◆調査事項関係・意見

柳下委員

調査事項に対して反対する。第1号議案については、否とする。第15号議案については、以下の理由により否とする。

第1に、審査でも明らかになったように、患者家族と地元の切実な願いである現在地に残す機能を今年秋に明らかにするとしながら、予算措置はなく、設計調査など具体的な進捗が保証されていないこと。これでは移転と共にスタートできる保証がない。新病院の建設は県議会をも無視して拙速に進めているのと対照的に、こちらは構想すら明らかにされていない。

第2は、建設費が土地購入費を含めると約400億円になり、近隣のさいたま市立病院の建設費試算額213億円と比べても理解に苦しむ。これは、現在地存続を頭から否定し、新都心の狭い敷地を前提とした高層建築、地下駐車場など、複雑な設計となったためである。そもそも、知事のトップダウンで新都心への移転を決定したからこそであり、これが間違いの元である。患者、家族、地元の猛反対に加え、建設費の点からも断固反対せざ

10 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年 3月 14日

Q. 柳下礼子委員

1. 自然ふれあい施設のうち、狭山丘陵にある狭山丘陵いきものふれあいの里とさいたま緑の森博物館について、利用者数はどうなっているのか。

また、今後の運営について、どう進めていく考えか。

2. 埼玉県は、全国に先駆けて最終処分場を造り、その中で監視員システムという、問題があっても住民が解決していくという画期的なシステムをつくった。最近の動きはどうなのか。

3. 生ごみのバイオマス化発電の調査・検討の進め方について教えてほしい。

4. 廃棄物不法投棄の監視体制について、悪質事案等への対応強化とあるが、不法投棄は全て悪質だと思われる。悪質な不法投棄とはどういうものか。

5. 不法投棄撲滅の見通しはどうか。

6. 建設残土の山が崩れてしまうという事件があったが、対応はどうしているのか。

7. 所沢市柳瀬では学校の前に積まれた残土の山がある。この件への対応の進捗状況と今後の見通しはどうなっているのか。

A. みどり自然課長

1. 平成24年度の実績では、いきものふれあいの里については約26,000人、緑の森博物館については約34,000人に利用していただいた。今年も順調に利用者数が伸びている。その理由として、指定管理者が熱心に取り組んでいることが大きいと考えている。体験学習プログラムの場合、一度に対応できる人数は少数であるが、工夫して丁寧に取り組んでいる。

今後とも、ボランティアの方々や学校との連携も含めて、一所懸命に取り組んでいく。

A. 資源循環推進課長

2. 監視員システムは、平成元年に処分場の運営の取り決めを約束する公害防止協定の締結の中で作った制度である。地元住民の中から監視員を委嘱し、現場に入り問題があれば指摘を行う。パッカー車がゴミを降ろすとき、15cm以上のもので乾電池など、処分場に搬入が認められないものを丹念にチェックし、混ざっているものは受入れを拒否している。最近も当初と同じように実施している。

なお、年1回監視員総会で県とも意見交換を行っている。また、資源循環工場の立入りも行っており、臭いや騒音など、各社に指摘できるようになっていて、県にも情報が上がるようになっている。

3. 市町村が行う事業化可能性調査の補助を行う。市町村においては、新しい施設に切り替えることが難しいため、CO₂削減や災害時の非常用電源としての活用など導入のメリットを説明する。何が課題かを調査で明らかにするが、大きな課題としては、分別、残さや排水の処理などがあり、コスト面を含めて検討する。

A. 産業廃棄物指導課長

4. 悪質事案としては、例えば、土と廃棄物を混合して埋めてしまう行為がある。また、建設工事の下請業者が無許可で業務を行うことなどがある。無許可業者は失うものがないので指導に従わない場合もある。このような事案に対しては警察と連携して対応していく。今年度、警察と連携して逮捕に至ったケースもある。

5. 不法投棄はゼロにすべく頑張っていく。早期発見が大切であることから県に設置している「産業廃棄物不法投棄110番」などの制度の周知に努めている。また、建設系廃棄物の不適正処理が多いことから、家屋解体現場に対する立入を重点的に行っているところである。

6. 残土の山については、県の土砂条例に基づく堆積基準を厳格に運用している。現在、許可した場所で崩落の危険性のある山はないと認識している。
7. 所沢市柳瀬の件は廃棄物の山である。毎月立入調査を行い、文書で督促をしている。行為者は資力がないと言っているが、現場は学校前なので、重点的に対応していく。

Q. 柳下委員

廃棄物の山をつくるような業者が、文書による督促に応じるとは思えない。重点的な対応として特別な対策はあるのか。

A. 産業廃棄物指導課長

委員の御指摘のとおり、文書による督促で、すぐに撤去するような相手ではないことは承知している。県で廃棄物を撤去したとしても、現場に行き行為者が住んでいるため、すぐに元に戻ってしまう可能性が高いといった事情もある。

明確な答えはないが、対応は続けていくので、しばらく様子を見ていただきたい。

11 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年3月14日

◆審査事項「グローバル人材の育成について」

背景については、家庭環境などが考えられる。

Q. 村岡正嗣委員

1. 「健全で豊かな心の育成」という大きなテーマの中で、道徳教育において、今回の報告以外にどのような工夫をしているのか。
2. 資料2について、非行に至る背景、動機は検証しているのか。
3. 資料3について、加害児童生徒数が増加しており、気がかりであるが、どのように受け止めているのか。併せて、このような行為をした動機等についての検証をしているのか。
4. 資料3の2(2)の非行防止教室の推進で、保健所職員を講師等に活用しているが、薬物乱用防止教室等で医師などから専門的な話をしてもらうことに説得力があると思うがどうか。

A. 生徒指導課長

1. 市町村が独自の教材を作成して、授業を行うところもある。また、子供にとって分かりやすい資料を活用するなど柔軟に対応している。
 3. 同じ子が繰り返して行っているケースがある。家庭において愛情不足であったり、家庭内に課題を抱えている場合がある。
- 県としては、心理の専門家であるスクールカウンセラーによるカウンセリングや、家庭内の課題については福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる支援などを行っている。
4. 専門家の確保が困難な状況であることから、非行防止教室では、保健所職員やNPOの職員などに講演をいただいているのが現状である。

A. 少年課長

2. ひったくりなどの街頭犯罪の動機については、「見つかりにくい」、「捕まりにくい」、「簡単に金銭が手に入る」などが挙げられ、安易かつ短絡的に犯行に及んでいるという状況が伺える。

Q. 村岡委員

1. パラリンピックやスポーツで活躍した方、あるいは東日本大震災の際に多くの生命を救うために自らが犠牲になってしまった方等、教材として取り上げる事例はたくさんあるのではないかと。幅広く柔軟に考える必要があると思うが見解を伺う。
2. 非行については、動機をよく把握することが大切である。未然に防止することが大切だと思うが、教育局の考え方を再確認させていただきたい。

A. 生徒指導課長

1. 柔軟に対応していくことが重要であると考えている。県でも、西武ライオンズなどのスポーツ選手やサッカー協会に依頼して講師を学校に派遣したり、東日本大震災に関する資料を作成して学校に配布したりしている。引き続き配慮していく。
2. 未然防止というのは、正に大切なことである。特に暴力・非行については、前兆的な行為があるので、教員にはちょっとした変化に気づいてもらうために、チェックシートを配布するなど初期段階で適切かつ迅速に対応ができるようにしている。

12 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における奥田智子県議の質疑

2014年3月14日

Q. 奥田智子委員

1. 意欲の高い高齢者はよいが、引きこもった高齢者へ社会参加に向けた啓発活動はどうしているか。
2. 共助の取組を進めるとのことだが、「地域支え合いの仕組み」は、まだ未実施の市町村がある。その理由は何か。
3. シルバー人材センターはかなりの市町村にあると思う。働きたい人はかなりいると思うが、シルバー人材センターの登録者数に対して仕事の量を県はどう捉えているか。

A. 高齢介護課長

1. 意欲の高くない方の社会参加を促進するためには、身近なところでの取組が重要である。地域の老人クラブを活性化することも一つの取組である。また、介護保険制度の中でも、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えるといった取組を進めることが市町村の役割に位置付けられる。身近な地域で社会参加や地域活動に参加できる仕組みづくりを県としても支援していく。

A. 共助社会づくり課副課長

2. 平成21年度から実施団体への補助を行うことにより積極的に支援している。地域商品券を利用した一石三鳥の効果を持つ仕組みとなっている。また、市町村によって、いろいろと事情があり未実施となっている。今後、実施に向けて取り組んでいきたい。

A. 就業支援課副課長

3. シルバー人材センターの仕事量については、平成24年度の実績をみると48,821人の方が登録されており、40,792人の方が就業している。割合にすると83.6%の方が就業している。

Q. 奥田委員

83.6%という割合は一見すると高いが、1回でも仕事に行けばカウントされるのではないか。「シルバー人材センターに登録しても仕事が来ない」という声も聞いている。

就業率はどういうふうに計算しているのか。

A. 就業支援課副課長

1回でも就業すれば、就業率にカウントされる。

13 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年 3月17日

◆議案・修正関係（病院局）

柳下礼子委員

第67号議案に対する修正動議の提出者に対して質疑を行う。

県立小児医療センター建設費に関わる部分のみを否とし、残りの部分を切り離して可とする修正案とのことだが、この修正案に、がんセンターの給与の特例減額が入っているが、その部分はどのような扱いとなるか。

本木委員

切り離している。

柳下委員

第67号議案「平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算」及び修正動議に対する反対討論を行う。

同議案は、県立小児医療センターなどの建設費を約55億円増額するもので、当県議団は、患者家族や地元住民の現地存続の声から一貫してこれまでも建設に反対してきた。しかも、同議案は55億円もの巨額の補正でありながら、その手続きに重大な問題があると言わざるを得ない。55億円の増額は、昨年11月の段階で、病院局は試算を行っていながら、県議会に報告もせず、12月議会に補正予算の提出もしなかった。

結果として、清水建設と随意契約ということになった。これは、建設着手の遅れをおそれたためである。この計画は、患者、地元置き去りと指摘してきたが、さらに県議会すらも置き去りにする拙速な計画は認められない。建設費は今後どこまで膨れ上がるのか予想がつかない。清水建設との契約に歯止めとなる条項はない。この点からも安易な増額は認められない。

また、給与の特例減額も含まれており、それも認められない。

14 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年3月25日

委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。御意見を願います。

協 議

村岡正嗣委員

議請第4号、5号について討論を認めていただきたく発言する。

4号の消費税増税の中止に関する請願については、これは社会的に大きな話題になっており、今議会の中でも、増税の影響を懸念する声が質問や知事の発言でもあった。その中で、中止を求めるといった意見そのものに賛成だが、是非、賛否両方から意見を述べる場を保証する必要があるので認めていただきたい。5号の特定秘密保護法の請願については、前回もこの場で発言したが、まだ一度も県議会の中でこの案件についての賛否、両方の側からの意見の表明の場がない。御承知のとおり、法律は通ったが施行はまだである。通って以降、反対を求める声が非常に広がっていることは、皆様御承知していると思う。そういう中で、埼玉県議会の中でもこの秘密保護法について、賛成、反対、その他の立場でもよいが、意見を表明する場が保証されるべきであるので、是非討論を認めていただきたい。

鈴木委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせており、今回の請願の内容からも、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

賛成との声あり

高木委員

私たちの会派は、請願に対する討論は原則として行うべきだと考えている。繰り返し出てくるものではなく、新しく出される請願については討論を行うべきというのは当時の議論の中でも出てきている。そういった中で、議請第3号、労働者保護ルールの改善に関する請願については、労働法制が変わろうとしている中で重大な問題であるので、是非討論をさせていただきたい。

委員長

ほかに発言はあるか。

な し

それでは、議論が尽くされたようなので、討論を行うことの可否について、一括して採決することによいか。

了 承

これより、採決する。

議請第2号ないし議請第5号について討論を行うことに賛成の委員の起立を求める。

(起立少数)

(賛) 高木委員、山本委員、木村委員、村岡委員
(否) 石井副委員長、塩野副委員長、斎藤委員、岩崎委員、宮崎委員、鈴木委員、長峰委員、野本委員、萩原委員、中屋敷委員、石田委員

起立少数である。

よって、討論は行わないことに決定した。

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

15 知事提出議案に対する反対討論 ①

2014年 3月26日

日本共産党の柳下礼子です。当初予算に対する反対討論を行います。

第1号議案「平成26年度埼玉県一般会計予算」については主に以下の理由から反対します。

反対理由の第一は、この4月1日に施行される消費税の増税を直ちに反映し、県有施設などの施設使用料、手数料などを増額しているからです。今定例会に提出された議案だけでも49議案にのぼる使用料・手数料の引き上げが行われます。県民活動総合センターや総合リハビリテーションセンターなど、県民に身近な施設が軒並み消費税8%に対応して引き上げられています。

経済情勢は、景気回復にはほど遠く、増税実施の条件などありません。そもそも、県は消費税の納税義務者ではありません。4月から消費税が引き上げられるからと言って、直ちにそれを転嫁するのは、県民生活も県内経済も省みない態度です。よって反対するものです。

第二の理由は、重度心身障害者医療費助成制度に年齢制限を導入するからです。これは障害者の医療費本人負担分を県と市で助成する制度ですが、65歳以上になってから障害者手帳を取得した方を対象からはずします。県の試算では年間13,000人ほどがこの制度から閉め出される見込みです。

障害者にとって生涯にわたり、医療は必要不可欠なのです。日本が批准した国連障害者権利条約では障害のある人も障害のない人と同等の権利を保障することを定めています。グローバル化を叫びながら、一方でこうした年齢差別を持ち込む県のやり方は国際的には通用しないのです。

県は、65歳以上になってから障害者手帳を取得した人は、資産形成がされていると、年齢制限の理由を説明しています。しかし、65歳より以前は3級未満であっても、その後加齢により重度化するケースもあります。また、だれもが65歳までに十分に資産形成できているわけではありません。わずかな年金で暮らし、生活が苦しいとい

う高齢者の実態をみていません。

なお、今年4月1日からすでに述べたように、消費税の増税が行われます。県はそれに合わせて使用料手数料を引き上げる。しかも年金支給額の1%引き下げ、住民税の復興増税も実施されます。その上医療助成制度改悪です。県民生活破壊、地域経済破壊の影響は予想もつきません。国の社会保障改悪と一体になった県民いじめはやめるべきです。

第三は住宅用太陽光発電設備補助制度をなくすことです。国の補助制度廃止によるものですが、自然エネルギーを普及する立場から、継続を求めます。

第四は無駄な公共事業である八ツ場ダム建設のための負担金が計上されていることです。

以上から、第1号議案に反対します。

続いて、第15号議案平成26年度埼玉県病院事業会計予算修正案と修正部分を除く部分について一括して反対討論を行います。県立小児医療センターの建設費増額分55億円を、病院局会計から除くという措置については、私は賛成するものです。11月の段階で55億円もの増額が発生していたのに、議会へ補正予算案提出もせず入札に踏み切ったことは、看過できない重大な問題です。さらに議会へ報告もなく、設計変更をし、約300億円もの事業を清水建設と随意で契約しました。なぜ、このような議会無視をしたのかを、病院局は「補正予算を提出していたら、建設着工が半年遅れたから」と説明しています。平成28年4月の病院開設を急ぐ余りにこういう結果になったのです。

ここで一言申し上げます。今定例会での福祉保健医療委員会と予算特別委員会における、県立小児医療センター修正案の可決を受けて、埼玉県は県内の広範な障害者団体や消費者団体などに対して、県立小児医療センター新病院建設予算の早期成立を求める要望書提出を県議会に行う旨の要請

を、案文まで示して行いました。埼玉県はこれらの団体や個人への支援や助成を行う立場にあり、県の要請は一定の圧力を伴うことは明白です。今回の要請は団体の自主性を脅かす圧力であり、わたしは厳しく抗議したいと思います。

県作成の案文の中にもありましたが、建設工事が遅れることが、総合周産期医療体制や救急医療体制の整備を遅らせ、多大なマイナスを県民に及ぼす、という意見が委員会でもありました。しかし、建設をむりやり急ぐことの方が、県民にとって多大なマイナスであり、命の危険をおかすことではないでしょうか。

県立小児医療センターは、もともと3年前の突然の知事のトップダウンでさいたま新都心への移転が決定されました。我が党は、当初から、センターの移転が重症心身障害児や難病患者の家族に多大な負担をもたらすこと、NICU=新生児集中治療床が1床もない脆弱な周辺自治体の周産期や小児医療体制をさらに弱体化させることなどを指摘し現地で立て替えを強く主張し反対してきました。新都心移転計画そのものが子どもたちの命を脅かすものだからです。

だからこそ計画発表直後に、さいたま市岩槻区の自治会連合会の総意といえる4万5千筆の請願が本県議会に提出され、その後患者家族や周辺自治体のみなさんの「存続を求める」署名が約15万筆提出されています。こうした反対世論を受けて知事は、「現地に残す機能を検討する」といいましたが、あれから丸2年。いまだどんな機能が残されるのかの説明もなく、来年度予算案にもなんらの予算措置もありません。新病院の建設のみを急いで進める一方で、患者家族の要望には応えようとし、この違いはあまりに明白です。もし、子どもの命を問題とするのなら、まずは患者家族や地元の人たちに、「残す機能」の案を提案し、了承を得て計画を進めるべきでしょう。

また、さいたま赤十字病院は小児科医の大量退職から、地域周産期医療機関として十分症例を積み重ねる状況にありません。このまま、2年後に総合周産期センターとして無理にスタートさせるこ

とは、母と子の安全の面からも非常に心配です。以上、現在のセンターの患者、周辺の子どもたち、そして妊産婦・新生児のかけがえのない命を考えたなら、県は新病院建設のみに突き進む姿勢をただちに改めるべきだと重ねて指摘します。

しかも今定例会の福祉保健医療常任委員会では、県立小児医療センターの建設費が約300億円と近隣のさいたま市立病院の建て替え計画予算231億円より大幅に高いこと、またさいたま赤十字病院の建設費217億円と比べても高額なこと、そしてこれらの要因は地下3階の駐車場や特別支援学校などの付加機能によって設計が複雑化した点にあると分かりました。わざわざ新都心の狭い土地に病院を建設するために建設費の大幅な高騰を招いたのです。

私も患者家族も主張してきましたが、本来こういう計画は出発点で、現地で総合周産期センターを建設すべきか、新都心がいいのか、またはがんセンター跡地はどうかと、さまざまなパターンの案を客観的に検討して、最良のものを選択すべきものです。しかし今回は、はじめから場所は新都心、相手はさいたま赤十字と決定され、80億円の土地取得費含め継続費総額約400億円ものの額にふくれあがってしまったのです。タワーも高層ビルも失敗した新都心開発計画の穴埋めにされたことは明白です。開発を最優先にして、子どもたちも、県財政をも犠牲にする計画は間違っています。

知事、まだ間に合います。移転計画は撤回し、新都心の病院構想は全面見直しを提案します。

以上のような考え方から、55億円の増額を県立小児医療センターの建設費から除くことには賛成ですが、修正案にはそもそも小児医療センター建設費が含まれていることから反対です。修正案を除く部分にも、新病院準備のための人員増などが含まれていることから反対します。

第16号議案「平成26年度埼玉県工業用水事業会計予算」、第18号議案「平成26年度埼玉県地域整備事業会計予算」についても消費税増税分が料金に転嫁されていることから反対です。以上です。

16 知事提出議案に対する反対討論 ②

2014年 3月26日

日本共産党の村岡正嗣です。党県議団を代表し知事提出議案に対する反対討論を行います。最初に、

第20号議案「埼玉県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例」、

第21号議案「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」

第33号議案「埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例」

第34号議案「埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例」

第44号議案「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」

第50号議案「埼玉県道路公社の狭山環状有料道路及び皆野寄居有料道路の料金変更の同意について」

第51号議案「山梨県道路公社の雁坂トンネル有料道路の料金の変更の同意について」

以上は、いずれも消費税の税率引き上げに伴い、各種利用料・手数料を値上げするものであり反対です。

第23号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立小児医療センター病院局職員を、さいたま新都心の新病院建設準備のため前倒し採用するものです。これまでも党県議団は、上田知事の職員削減に反対してきましたが、この立場からは職員の増員は歓迎すべきものです。しかし、今回は患者や地元置き去りのセンター移転を前提としたものであり、賛成できません。

第24号議案は、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの本人確認情報を提供する事務に、公安委員会が行う放置違反金の事務を加えるものです。

そもそも住基ネットは、番号ひとつで住所・氏名・年齢・性別が明らかになる上、情報流出や漏えいの恐れもあり、プライバシー保護の面で重大な問題を持っています。そのような住基ネットの

事務をさらに拡大することは、情報漏えいや流出の恐れを高めるものであり認められません。

第25号議案は、副部長級以上の職員の管理職手当を10%減額するものです。対象となる職員は知事部局、公営企業、教育局、警察本部合計で198人、影響額は約3,000万円にのぼります。幹部職員に限定されたとはいえ、定数削減による業務量の増大、退職手当の引き下げ、特例減額による大幅な給与引き下げ、そこに今回の管理職手当引き下げです。連続しての処遇切り下げには賛成できません。

第26号議案「知事等の期末手当等の特例に関する条例」は、行政委員の報酬引き下げまでを継続するものであり、認められません。

第28号議案は、熊谷会館を2015年3月末をもって廃止するものです。廃止の理由として県は、老朽化により改修に多額の費用がかかること、熊谷市内に多くの施設があり県が会館を維持する必要性が薄れたことをあげています。しかし、会議室の稼働率は7、8割であり、熊谷会館を主な活動場所としている団体は存続を求めています。県民の芸術文化活動を促進する観点からもこの声に答えるべきで廃止には反対です。

第38号議案「埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、これは、一定の所得以上の世帯の生徒から授業料を徴収するとした法改正に伴い、県立高等学校の授業料を新たに徴収するものです。収入が910万円以上の標準モデルの家庭の生徒が対象となり、26年度に県立高校に入学する4万人の生徒のうち、1万人が新たに授業料を負担することになります。ちなみに私立高校に入学する生徒では、全体の約3分の1にあたる5,702人の生徒が支援金を受けられず授業料が増えます。本議案は「社会が学びを支える」との理念を放棄し、世界で確立した授業料無償化の流れに逆行する法改悪に基づくものであり、到底認められません。

第47号議案乃至第49号議案は、県の事業に対して市町村の負担金を求めるものですが、公共事業の費用は事業主体が負担すべきという考え方から反対です。県はこの考え方に基づき国の直轄事業負担金の廃止を求めてきましたが、すでに業務取扱負担金と維持管理負担金は廃止されています。直轄事業負担金廃止は時代の流れであると、強く指摘をするものです。

第57号議案「平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）」

第66号議案「平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）」

第68号議案「平成25年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算」、

第70号議案「平成25年埼玉県地域整備事業会計補正予算」

第71号議案「平成25年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算」は、いずれも職員給与の特例減額による減額補正が盛り込まれています。

そもそも特例減額は、国が地方交付税を一方的に削減することで、地方公務員の給与引き下げを強制したものです。地方自治への重大な介入であり認めることはできません。

なお、第69号議案「平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算」については、給与の特例減額、及び、ハツ場ダム負担金の継続費が入っていることから反対です。

以上で討論を終わります。

17 議員提出の意見書・議案に対する反対討論

2014年 3月26日

日本共産党の奥田智子です。日本共産党を代表して、議第7号議案ないし議第9号議案に対する反対討論をいたします。

議第7号議案「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」についてです。

本意見書案は、国民の消費税に対する理解を得ることなどを理由に生活必需品に軽減税率制度を導入することを国に求めるものです。

わが党は、国民の暮らしと営業を破壊する4月からの消費税引き上げに断固反対であります。住民税非課税世帯などに1万円～1万5千円を1回限り支給する「簡素な給付措置」を実施しても、まさに焼け石に水であります。本気で国民の暮らしを心配するのであれば、軽減税率の導入などと言わず、消費税増税そのものをやめるべきです。よって消費税増税を前提とする本意見書には賛成できません。

そもそも消費税は、所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制であります。今、マスコミなどは増税前の駆け込み需要をあおっていますが、地域の方からは「年金も減らされ、このうえ消費税増税では生きていけない」「8%への増税で、もう商売を続けられないかも知れない」など切実な声を聞いています。

そして、4月1日からは、さらなる年金の引き下げや生活保護の削減がおこなわれます。どこが社会保障の充実のための消費税引き上げなのでしょう。

さらに、今度の増税は先月の大雪被害で営農の再開に思い悩む県内の農家や東日本大震災の被災者にも重くのしかかるものです。

安倍政権はアベノミクスの効果による景気回復を強調していますが、本定例会の一般質問でも、地域では景気回復を実感できないとの指摘が相次ぎました。消費税増税が実施されれば、商店街や地元の中小企業への打撃ははかりしれず、地域経済はいよいよ立ち行かなくなります。

4月からの消費税増税はいまからでも中止すべきです。よって本意見書案には反対です。

次に議第8号議案及び第9号議案の「議員派遣について」は一括して討論します。

本議案は、埼玉県とメキシコ州姉妹提携30周年並びにクイーンズランド州姉妹提携35周年の記念行事に出席するために、県議会としてそれぞれ9名の親善訪問団を派遣するものです。

わが党は、県議会として周年行事に親善訪問団を派遣すること自体を否定するものではありません。

しかしながら、現状として各9名の訪問団を派遣するような状況にあるのでしょうか。2月の記録的大雪により県北部を中心に甚大な被害が発生しました。被災農家も営農再開にむけ必死に取り組んでいますが、資材確保の困難さなどから営農再開が来年度以降にずれこみ、収入の糧を失った農家にとってはまさに生きるか死ぬかの状況ではないでしょうか。また資材高騰などで再建費用も膨れ上がり、支援のためにさらなる補正予算が求められることは必至です。そして、東日本大震災から3年経った今も、被災者の生活は依然として厳しい状況にあります。

加えて、4月からは消費税8%への引き上げ、年金の引き下げなどかつてない負担増が県民を襲います。

こうした時に、クイーンズランド州の派遣に1,000万円余、メキシコ州の派遣に約1,400万円もの税金を使った海外への議員派遣が県民の理解を得られるとは到底考えられません。県議会として簡素な訪問団にすることを県に提案し、県議会を代表して議長のみが参加すれば済む話で、18名もの議員が多額の税金をかけて参加すべきものではありません。

よって、議第8号、議第9号議案には反対です。以上で討論を終わります。

18 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○：賛成 ×：反対 欠：欠席

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡下		中原	
第1号	平成26年度埼玉県一般会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第2号	平成26年度埼玉県公債費特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第3号	平成26年度埼玉県証紙特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第4号	平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第5号	平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第6号	平成26年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第7号	平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第8号	平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第9号	平成26年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第10号	平成26年度本多静六博士育英事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第11号	平成26年度埼玉県用地事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第12号	平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第13号	平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第14号	平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第15号	「平成26年度埼玉県病院事業会計予算」の修正案	×	○	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	○	×	原案可決
第15号	「平成26年度埼玉県病院事業会計予算」(修正部分を除く。)	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第16号	平成26年度埼玉県工業用水道事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第17号	平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第18号	平成26年度埼玉県地域整備事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第19号	平成26年度埼玉県流域下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第20号	埼玉県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第21号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡		日下部	中原
第22号	埼玉県債権の適正な管理に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第23号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第24号	埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第25号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第26号	知事等の期末手当等の特例に関する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第27号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第28号	埼玉県熊谷会館条例の廃止等に関する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第29号	埼玉県民生委員の定数を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第30号	埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第31号	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第32号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第33号	埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第34号	埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第35号	公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第36号	埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第37号	埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第38号	埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第39号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第40号	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第41号	埼玉県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第42号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属					
									佐久間	中村	醍醐	岡下		中原
第43号	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第44号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第45号	包括外部監査契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第46号	公立大学法人埼玉県立大学の中期目標の変更について	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第47号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町村の負担額について	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第48号	独立行政法人水資源機構施行利根導水路大規模地震対策事業に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第49号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第50号	埼玉県道路公社の狭山環状有料道路及び皆野寄居有料道路の料金の変更の同意について	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第51号	山梨県道路公社の雁坂トンネル有料道路の料金の変更の同意について	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第52号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第53号	第2期埼玉県教育振興基本計画の策定について	×	○	×	×	×	×	×	欠	×	×	×	×	継続審査
第54号	平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第55号	平成25年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第56号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第4号））	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	承認
第57号	平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	×	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第58号	平成25年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第59号	平成25年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第60号	平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第61号	平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第62号	平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡下		日下部	
第63号	平成25年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第64号	平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第65号	平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第66号	平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第67号	「平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算(第2号)」の修正案	×	○	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	○	×	原案可決
第67号	「平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算(第2号)」(修正部分を除く。)	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	可決
第68号	平成25年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第69号	平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第3号)	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第70号	平成25年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第71号	平成25年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第72号	埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第73号	埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第74号	埼玉県産業振興・雇用機会創出基金条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第75号	埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第76号	埼玉県農業構造改革支援基金条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第77号	工事請負契約の変更契約の締結について(埼玉県環境整備センター処分場造成工事(4工区))	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第78号	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第79号	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第81号	平成26年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果			
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属							
									佐久間	中村	醍醐	岡		日下部	中原	
第82号	埼玉県教育委員会委員の任命について	×	○	○	○	○	×	○	○	○	欠	○	○	○	○	同意
第83号	埼玉県人事委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	同意
第84号	埼玉県監査委員の選任について															同意
第85号	埼玉県監査委員の選任について															同意

※第84号議案及び第85号議案については、議会運営委員会で賛否の確認を行いませんでした。

議員提出議案(意見書・決議)に対する各会派の態度

○：賛成 ×：反対 欠：欠席

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡		日下部	中原
議題1号	埼玉県商店街活性化条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議題2号	個人保証の原則禁止を求める意見	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議題3号	北朝鮮による拉致問題の一日も早い解決を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議題4号	首都圏中央連絡自動車道(圏央道)全線の早期開通を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議題5号	第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の成功に向けた環境整備等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議題6号	T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する決議の遵守を求める意見書	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議題7号	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書	×	○	×	○	×	×	○	○	欠	×	○	○	×	原案可決
議題8号	議員派遣について(クイーンズランド州)	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
議題9号	議員派遣について(メキシコ州)	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

19 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- 1 未曾有の大雪被害対策への特段の支援を求める意見書（案）
- 2 「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書（案）
- 3 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉からの離脱を求める意見書
- 4 消費税増税中止を求める意見書
- 5 原子力発電推進・再稼働方針を撤回し、「原発即時ゼロ」に踏み出すことを求める意見書（案）
- 6 医療・介護の改悪につながる医療・介護「総合確保推進」法案を撤回するよう求める意見書（案）
- 7 武器禁輸原則を堅持するよう求める意見書（案）
- 8 不安定雇用を増大させる労働者派遣法などの改悪中止を求める意見書（案）
- 9 未曾有の大雪被害から、埼玉県農林業と食料を守る決議（案）
- 10 教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に全力を尽くす決議（案）

未曾有の大雪被害対策への特段の支援を求める意見書（案）

2月14日から15日にかけて降り続いた記録的な大雪は関東甲信地方に未曾有の被害をもたらした。埼玉県内でも、秩父地方を中心に大雪により山間部の集落が孤立し、各地で雪の重みによる家屋、公共施設、農業用ハウスや畜舎、事業用施設、住宅の車庫などが相次ぎ倒壊した。

埼玉県の農業被害額は少なくとも約229億円（2月20日現在）にのぼり、埼玉農業は危機的状況に陥っている。被災農家では「これを機に農業をやめようか」との声も多い。いま、なによりも大事なことは農家が営農意欲を失う前にスピード感をもって支援策などを打ち出し、行政が一体となって被災農家を支え、再建を後押ししていくことである。国も農業用ハウス等の再建・修繕への助成などの支援策を講じているが、農業施設への国の補助率を上限3割とするなど極めて不十分なものである。また、被災中小企業者への対策は災害復旧貸付など融資中心の支援であり、二重ローンの不安から再建に二の足を踏む事業者が増える恐れもある。被災

したすべての農家、中小業者が希望をもって再建に踏み出せるよう、従来の枠組みを超えた国の抜本的支援が不可欠である。

今回の大雪災害では、政府の災害対策本部が18日まで設置されず、高速道路の封鎖が遅れるなど国の初動対応の問題点が指摘されている。国は、今回の教訓を生かし、想定外の事態に対する危機管理のあり方について十分検証し、今後の災害対策にしっかりと反映させるべきである。

よって、国においては、今回の大雪災害を教訓に危機管理のあり方を十分検証するとともに、農業施設の撤去・再建に関する補助率の大幅引き上げをはじめ被災農家への万全の支援、中小業者の事業再建への公的支援、自治体独自の被災者支援策への財政的措置など特段の対策を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書（案）

昨年12月、多くの国民の反対を押し切って国会で可決・成立した「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）」は、防衛や外交に関する事項やテロ活動防止に関する事項などについて、行政機関の長の判断で「特定秘密」として指定し、その「漏えい」などを処罰するというものである。

これは、「軍事」「安保」「外交」にかかわるあらゆる事項を国民の目から覆い隠し、調査・研究・取材・報道・言論の自由を奪うものであり、日本国憲法で保障された基本的人権を著しく侵害するものである。

しかも、政府機関の長が、「特定秘密」を取り扱う職員の範囲を定め、対象となる職員が情報を「漏らすおそれがあるかどうか」の「適性評価」を行うために、本人や家族、関係者への質問や、本人に関する資料の調査などを行うと

している。これは、思想の自由やプライバシーの権利を侵害し、国民監視の強化につながる恐れをはらんでいる。

我が国は、軍機保護法、国防保安法、治安維持法などによって、国民の目と耳、口がふさぎ、侵略戦争への道へと突き進んだ痛苦の経験がある。このような歴史を二度と繰り返してはならない。

法成立後も、日本弁護士連合会はじめ法曹界や出版マスコミからはもちろん、世代を超えた広範な国民の反対世論が広がっている。

よって国においては、国民の「知る権利」を奪い、報道・言論の自由を抑圧し、平和・自由・民主主義をおびやかす「特定秘密保護法」は、直ちに撤廃するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉からの離脱を求める意見書

シンガポールで開かれていたTPP（環太平洋経済連携協定）交渉の閣僚会合が閉幕したが、日本政府が目的としてきた「大筋合意」は見送られた。特に米国は日本に対し、農産物重要5項目（コメ・麦・乳製品・砂糖・牛肉）を含め全品目の関税撤廃に固執する強硬な姿勢に終始した。

TPPは、関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃を与える。埼玉県も、関税撤廃による農業生産減少額を433億円と試算している。さらに「非関税障壁」撤廃の名の下に、食の安全、医療、金融、保険、官公需・公共事業の発注、労働など、国民生活のあらゆる分野での「規制緩和」をねらうものである。そのため埼玉県においても、地方自治体やJA、埼玉県

医師会はじめ広範な団体から、TPPへの懸念が表明されている。

しかし、政府、自民党は『『聖域』なき関税撤廃が前提ではない』『守るべきは守る』と説明して交渉参加を強行した。ところが日本政府は、今回は米国の要求をのまなかったものの、交渉早期妥結のために、5項目の1部品目を関税撤廃・削減の対象にする譲歩案を検討している。大筋合意を目指して交渉に参加する以上、米国から関税撤廃を迫られることは必至であり「守るべきは守る」ことがますます不可能になっている。

よって国においては、「撤退も辞さない」とした今年の4月の国会決議を尊重し、即刻交渉から離脱するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出する

消費税増税中止を求める意見書

消費税の税率が5%から8%に引きあげられる4月1日が目前に迫っている。

しかし、昨年10～12月期の国内総生産の伸びは前期比0.3%増にすぎない。昨年前半に比べ2期連続で大きく鈍化している。昨年の毎月勤労統計調査の1カ月平均給与は3年連続で減少し続けている。経済情勢は、景気回復にはほど遠く、増税実施の条件はない。

マスメディアの世論調査では、消費税が増税されるなら、「家計の消費を今よりも減らそうと思っている」と答えた人が大半である。消費税増税は消費をいっそう冷え込ませ、経済を悪

化させ、暮らしも経済も、財政さえも破綻させかねない。

もともと低所得者ほど負担が重い消費税は、暮らしにとって最悪の不公平税制である。安倍政権の「増税分は社会保障に回す」という口実も、社会保障の相次ぐ改悪と、その一方での大企業優遇税制、軍事費・大型公共事業拡大の来年度予算ですでに破綻している。

よって、国においては、4月から実施予定の消費税増税は中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

原子力発電推進・再稼働方針を撤回し、「原発即時ゼロ」に踏み出すことを求める意見書（案）

東京電力福島第1原発事故から3年が経過しようとしている。しかし未だ14万人以上が故郷から離れ、被災地の復興は道半ばである。汚染水問題も解決のめどが立たない。

ところが安倍内閣は、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発推進・再稼働をうちだした「エネルギー基本計画案」を決定した。

政府案が持ち出した「原発は重要なベースロード電源」というのは「発電コストが低廉で、昼夜を問わず安定的に稼働できる電源」という意味である。しかし福島第1原発事故が証明したように、いったん事故が起きれば深刻で重大な被害を及ぼし、その収拾に時間的にも費用の点でも莫大な負担が求められる原発は、「低廉

でも「安定的」でもない。「ベースロード電源」に位置づけることは間違っている。

しかし政府案は原発依存を鮮明にし、自然エネルギーの「導入を最大限加速」とするだけで、今後の見通しも明らかではない。パブリックコメントでは、自然エネルギーの推進を求める意見が多数ある。これらの声を生かし自然エネルギーを大いに普及すべきである。

よって、国においては「エネルギー基本計画」にみられる原子力発電推進・再稼働方針を撤回し、「原発即時ゼロ」に踏み出すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療・介護の改悪につながる医療・介護「総合確保推進」法案を撤回するよう求める意見書（案）

安倍内閣は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法案」を国会に提出した。法案は大幅な病床削減などの医療法改定と介護保険法改定など、本来なら別の法案として審議すべきものを一体にした異例の法案である。このような乱暴なやり方は、国会での十分な審議の保障という点からも許されない。

中でも、介護保険法の改定は、2000年の制度発足以来の大改悪と言うべきものが目白押しである。

要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を、国の基準とする介護保険サービスの対象から切り離し市町村ごとの事業に移すことは、どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を覆すものである。年金収入280万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を、1割負担から2割負担に引き上げる改悪も盛り

込まれている。対象者は5人に1人のぼり、その介護負担は計り知れない。特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定する内容もあるが、これは施設待機者やその家族に引き続き過酷な介護負担を押しつけるだけでなく、サービスからしめだされた軽度者の重度化が、公的費用をさらに膨張させる結果を招きかねない。

この法案に対して、高齢者や家族から「サービスを切られたら生活が成り立たない」などと怒りの声があがり、地方自治体からも異論が相次いでいる。

よって国においては、医療・介護の改悪につながる医療・介護「総合確保推進」法案を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

武器禁輸原則を堅持するよう求める意見書（案）

安倍政権は全面的な武器輸出禁止政策を放棄し、これに代わる新たな武器輸出管理原則の素案を固めた。日本の安全保障に資するかどうかを基準に、時の政府が武器輸出の可否を判断できるように変更することが素案の柱である。

武器輸出三原則とは、「平和国家としての立場から国際紛争を回避するため」（76年政府統一見解）、「憲法の理念」（81年衆参国会決議）を踏まえたものとして、国内外に宣言した国是である。

これまで自民党政権や民主党政権は、計21項目の例外措置で禁輸政策の抜け穴をひろげてきたが、安倍政権が狙うのは完全な国是の破棄であり、これまでの国会審議の積み重ねをも踏

みにじる暴走である。

この背景には、米国と財界からの根強い圧力がある。経団連は繰り返し武器輸出の解禁を求めており、安倍政権は、昨年末策定の国家安全保障戦略で、禁輸政策の廃止と軍需産業での国際競争力強化を目指す方針を明記している。

武器輸出解禁は日本を、紛争を助長する「死の商人国家」に変貌させかねない。

よって国においては、憲法の理念に立ち返り、素案を撤回し武器輸出三原則を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

不安定雇用を増大させる労働者派遣法などの改悪中止を求める意見書（案）

安倍政権が今国会で成立をめざす労働者派遣法と労働契約法の改定案の法案要綱が決定された。

派遣法改定案は、企業が派遣労働を受け入れることができる3年の上限を事実上撤廃し、専門業務の指定を撤廃してあらゆる業務への派遣を可能にするものである。また契約法改定案は有期雇用で働く労働者の無期雇用への転換権を奪うものであり、いずれも、派遣など非正規雇用をいっそう拡大し、正規雇用を不安定にするものである。

2月に発表された政府の労働力調査によると、2013年を平均した非正規雇用の労働者は1,906万人と前年より93万人も増え、役員を除く雇用者5,201万人の37%を占めている。一方正規雇用は前年に比べ46万人も減った。

増え続ける非正規雇用は労働者全体の賃金水準を押し下げ、国民の所得を減らして消費を冷

やし経済悪化を長引かせる原因である。昨年1年間の勤労者に決まって支給される給与は3年連続で減り続けており、非正規の拡大が景気回復にとっても障害となっているのは明らかである。

今、政府が緊急にとりくむべきことは、非正規雇用の正規への転換をすすめ、解雇などを規制して、雇用の安定を図ることである。このような労働法制の改悪は正反対の方向と言わざるを得ない。全労連や連合など労働組合だけでなく日本弁護士連合会や自由法曹団など、各界からも反対の声があがっているのは当然である。

よって、国においては不安定雇用を増大させる労働者派遣法などの改悪を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

未曾有の大雪被害から、埼玉県農林業と食料を守る決議（案）

2月14日から15日にかけて降り続いた記録的大雪は、農業用ハウスや畜舎の倒壊、農作物への雪害、家畜の死亡など埼玉県内の農業、畜産業に未曾有の被害をもたらした。大雪による倒木など林業への被害も深刻である。農業被害額は、埼玉県全体で約229億円（2月21日現在）にものぼり、県内農業はまさに危機的状況に陥っている。被災農家では「これを機に農業をやめようか」との声も多い。いま、なによりも大事なことは農家が営農意欲を失う前にスピード感をもって支援策などを打ち出し、行政が一体となって被災農家を支え、再建を後押ししていくことである。

農業団体や被災農家からは農業用ハウスなどの撤去・再建への県の補助、ハウス資材の調達

にむけた特別の取り組みなどを求める声が上がっている。さらに、大雪被害によって今年の農業収入を絶たれた農家も多く、生活支援策も喫緊の課題となっている。

県は約40億円の平成26年度補正予算案を議会に提出し、農業生産施設の解体・撤去・再建経費の助成を行うとしているが、補助率が市町村に任せられるなど、不十分さも指摘されている。二重ローン問題など被災農家の深刻な実情に即して、農家負担を限りなく軽減していく必要がある。

よって、県議会は、埼玉県農林業と食料を守るために、被災農家らの生活保障と再建に万全の措置を講ずるよう強く求める。

以上、決議する。

教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に全力を尽くす決議（案）

埼玉県議会文教委員会は昨年9月に県立高校日本史教科書の採択について閉会中審査を行い、9月定例会において本県議会は「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」を可決した。

12月定例会においては、文教委員会が、県立朝霞高校の行った台湾修学旅行を問題視し、生徒が作成したしおりや生徒の感想文本文提出を要求し、その内容を審議した上、「県立高校の社会科教育の指導徹底を求める決議」を採択した。

教科書の記述の一部をことさら問題視し、手続的に何ら問題のない教科書採択の繰り返し再考を求めることは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的圧力であり、断じて許されない。また、生徒の感想文までも委員会で審査することは、憲法の保障する内心の自由に抵触しかねず、教育現場を不当に萎縮させる行為である。教育基本法第16条は「教育は不当な支配に服

することなく、この法律及び法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は第23条第6項で教科書その他の教材の取り扱いに関することは教育委員会の職務権限としている。

そもそも教育は教師と子どもたちとの人格的な接触を通じておこなわれる文化的な営みである。現場の教師が生き生きと自由闊達に子どもたちと語り合い、学び合うなかでこそ子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障することができる。

今、議会と行政に求められる役割は、現場が全力で子どもたちと向き合えるよう、教育環境を整備することにある。

よって、本議会は、不当な政治的圧力を撤回し、教育現場の自主性を尊重して、教育環境の整備に全力を尽くすものである。

以上、決議する。

20 声明・談話

記者発表

2014年3月27日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

2月定例会をふりかえって

定例会には、平成26年度埼玉県一般会計予算はじめ84件の知事提出議案と9件の議員提出議案が提出され、3月26日、第15号議案、第67号議案の埼玉県病院局予算、第53号議案「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定について」を除く、議案を可決同意承認して閉会した。

第53号議案は継続審査と決せられた。第15号議案と第67号議案は、県立小児医療センターの建設費増額分を減額する修正案が可決された。この問題については別途発表した見解のとおりである。

3人となった党県議団

3月2日に行われた南第2区（川口市）の県議補欠選挙で、日本共産党の奥田智子県議が当選し党県議は3人となった。奥田県議は3月3日からただちに登庁し、環境農林委員会等で大雪被害に苦しむ農業者の声を代弁し質疑も行った。今後公約である保育所増設、少人数学級の実現などに全力をあげる。

大雪被害対策について

2月定例会直前の2月14、15日に降り続いた大雪は、県内に歴史的な被害をもたらした。党県議団は秩父市など市町村議員と密に連絡を取り合い、当初から埼玉県に対して、除雪や孤立集落の救出を要請した。また、農業団体とも協力し合い2月17日には、農業被害への支援や自衛隊出動要請に関して地元の要請を尊重すべきなどとする申し入れを県に対して行った。被害が甚大な深谷市や秩父市などの現地視察を経て、3月6日には農林水産省はじめ省庁への申し入れも行った。

埼玉県は、定例会開会后、農業支援を中心とした約40億円の補正予算案を提出したが、国の支援増加に伴って、約104億円の増額補正予算案を提出し直した。倒れたビニールハウスなどの農業施設の撤去から再建までを個人負担なしで支援する県の措置は歓迎するものである。党県議団は県が発表している被害総額が過小である点など、不十分な点は指摘しつつも、県内農業の再建のために今後も県とともに全力を尽くす。

消費税を県民に転嫁した施設使用料、手数料の引き上げについて

今定例会には、第1号議案「平成26年度埼玉県一般会計予算」はじめ50議案以上の消費税増税を県民に転嫁する議案が提出された。この4月1日に施行される消費税の増税を直ちに反映し、県有施設などの施設使用料、手数料などを増額するものである。県民活動総合センターや総合リハビリテーションセンターなど、県民に身近な施設が軒並み消費税8%に対応して引き上げられる。そもそも、県は消費税の納税義務者ではない。4月から消費税が引き上げられるからと言って、直ちにそれを転嫁するのは、県民生活も県内経済も省みない態度である。

重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限や高校授業料の徴収について

今定例会では、障害者や子育て世帯へ重い負担を課す重大な改悪も可決された。

一つは重度心身障害者医療費助成制度への年齢制限である。この制度は障害者の医療費本人負担分を県と市で助成するものだが、65歳以上になってから障害者手帳を取得した方を対象からはずす。県の試算では年間13,000人ほどがこの制度から閉め出される見込みである。

障害者にとって、生涯にわたり医療は必要不可欠であり、日本が批准した国連障害者権利条約では障害のある人もない人と同等の権利を保障することを定めている。こうした年齢差別を持ち込む県のやり方は国際的には通用しない。

法改定に伴い年収910万円以上の世帯の生徒から県立高等学校の授業料を新たに徴収する議案も可決された。26年度に県立高校に入学する4万人の生徒のうち、1万人が新たに授業料を負担することになる。

ちなみに私立高校に入学する生徒では、全体の約3分の1にあたる5,702人の生徒が支援金をうけられず授業料が増える。これは「社会が学びを支える」との理念を放棄し、世界で確立した授業料無償化の流れに逆行する法改悪に基づくものであり、到底認められない。

「第2期埼玉県教育振興基本計画」の継続審査に反対したことについて

県議団は、県の中長期の基本計画までを議会の議決案件とすることについて、行政の執行権の侵害につながる恐れがあると反対してきた。今回継続審査と決せられたことにより、中長期計画は不在のまま、教育予算の執行は行われる事態となった。まさに危惧してきた行政権の侵害に当たるものである。加えて、昨年9月定例会、12月定例会のそれぞれ文教委員会で教育局が教育振興基本計画案について、行政報告の機会を求めたのに対して委員長の職権で認めなかったことも問題である。長期計画への委員の意見反映の場を自ら封殺しながら、一方で継続審査に賛成するという独断専行の委員会運営は認められない。

埼玉県教育委員会委員志賀周子氏の不同意について

埼玉県教育委員会委員として親学推進協会の親学アドバイザーの志賀周子氏が提案されたが、同意しなかった。親学推進協会からはすでに顧問の吉田敬岳氏が教育委員として就任しており、特定の教育理論を持つ団体から複数の関係者が委員となるのは、公平性に欠ける。

議員の海外派遣について

埼玉県とメキシコ州姉妹提携30周年並びにクイーンズランド州姉妹提携35周年の記念行事に出席するために、県議会としてそれぞれ9名の親善訪問団を派遣する議案について党県議団は2月の豪雪被害による県財政による支援の必要性、被災地の復興の遅れ、消費税の増税などをあげ「クイーンズランド州の派遣に1,000万円余、メキシコ州の派遣に約1,400万円もの税金を使った海外への議員派遣が県民の理解を得られるとは到底考えられません。県議会として簡素な訪問団にすることを県に提案し、県議会を代表して議長のみが参加」すべきだと討論した。

請願討論の封殺について

県民から提出された「4月から消費税増税を中止するよう政府に意見書の提出を求める請願」と「国民の目・耳・口をふさぐ『特定秘密保護法』を速やかに撤廃するよう求める意見書を上げ」るよう求める請願を付託委員会が不採択としたことについて、村岡正嗣県議は議会運営委員会で、本会議での反対討論したい旨を主張したが、自民党・公明党・刷新によって否決された。県民の貴重な声を封殺するやり方は許されない。

記者発表

2014年3月27日

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

2月定例会の県立小児医療センター関連議案についての見解

2月定例会に提出された第15号議案「平成26年度埼玉県病院事業会計予算」と第67号議案「平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算」は、自民党より修正案が提出され可決された。これは、県立小児医療センターの建設費増額補正分を、原案から減額するというものである。この結果、さいたま新都心で着工されていたセンター建設工事がストップする可能性があったが、報道によると「県は自民党議長あっせんで自民党と協議し、4月に臨時議会を開いて補正予算案を出し直すことで合意した」（27日埼玉新聞）とある。

修正理由には一定の道理がある

県立小児医療センターの建設費増額分を、病院局会計から除く修正案の提案理由には一定の道理がある。11月の段階で55億円もの増額が発生していたのに、議会へ補正予算案の提出もせず入札に踏み切ったことは、看過できない重大な問題である。さらに議会へ報告もなく、設計変更をし、約300億円もの事業を清水建設と随意で契約した。2016年4月の病院開設を急ぐ余りにこのような結果になった。

新病院建設は急ぐべきではない

埼玉県立小児医療センター（さいたま市岩槻区）は2011年に上田知事がトップダウンでさいたま新都心への移転を決定した。党県議団は、当初から、センターの移転が重症心身障害児や難病患者の家族に多大な負担をもたらすこと、NICU＝新生児集中治療床が1床もない脆弱な周辺自治体の周産期や小児医療体制をさらに弱体化させることなどを指摘し、現地で建て替えを強く主張してきた。計画発表後、患者家族からも周辺住民からも3種類20万筆を超える反対署名が提出され、さいたま新都心の住民からも異論が相次いできた。反対の声に押されて知事はセンターの「現地に残す機能の検討」を約束せざるをえなかったが、2年が経過しても、その機能の提案は行われず、来年度当初予算にもなんらの措置も行われていない。新病院建設を急ぐ姿勢とのちがいは明白である。

また、さいたま赤十字病院は小児科医の大量退職から、地域周産期医療機関として十分症例を積み重ねる状況にない。このまま、2年後に総合周産期センターとして無理にスタートさせることは、母と子の安全の面からも懸念される。

現在のセンターの患者、周辺子どもたち、そして妊産婦・新生児のかけがえない命を考えたなら、県は新病院建設のみに突き進む姿勢をただちに改めるべきだと指摘する。

移転計画は撤回し、新都心の病院構想は見直すべき

加えて、委員会審議の中で、小児医療センターの建設費が、建設継続費総額（土地取得費含む）が55億円の増額補正を除いても400億円に登っており、近隣のさいたま市立病院の建設予算（231億円）や新都心移転予定のさいたま赤十字病院（217億円）と比較して異常に高額であること、そしてこれらの要因は地下3階の駐車場や特別支援学校などの付加機能によって設計が複雑化した点にあることが明白になった。

わざわざ新都心の狭い土地に病院を建設するために建設費の大幅な高騰を招いている。開発を最優先にして、子どもたちも、県財政をも犠牲にする計画は間違っている。移転計画は撤回し、新都心の病院構想は全面見直しをすることを提案する。

以上のような考え方から、我が党は、修正案にはそもそもの小児医療センター建設費が含まれていることから反対した。修正案を除く部分にも、新病院準備のための人員増などが含まれていることから反対する。

埼玉県の建設促進要望書提出の圧力に抗議する

なお今定例会での福祉保健医療委員会と予算特別委員会における、県立小児医療センター修正案の可決を受けて、埼玉県は県内の広範な障害者団体や消費者団体などに対して、県立小児医療センター新病院建設予算の早期成立を求める要望書提出を県議会に行う旨の要請を、案文まで示して行った。埼玉県はこれらの団体や個人への支援や助成を行う立場にあり、県の要請には一定の圧力が伴うことは明白である。今回の要請は団体の自主性を脅かす圧力であり、党県議団は厳しく抗議したい。

県立小児医療センター建設事業については「2016年にオープンする予定の同センターの建設は予定通りに行われる公算が大きくなった」（27日読売新聞）という見方もあるが、今後も党県議団は移転計画撤回・新病院構想の見直しのために全力を尽くす決意である。

要望・申し入れ・談話

埼玉県知事 上田清司 様

2014年 3月 25日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

障害者団体等への「県立小児医療センター新病院建設予算早期成立をもとめる要望書」提出をもとめる要請をただちに中止するよう求める要請書

今定例会での福祉保健医療委員会と予算特別委員会における、県立小児医療センター建設費の55億円増額分を除く修正案の可決を受けて、埼玉県は県内の広範な障害者団体や消費者団体などに対して、県立小児医療センター新病院建設予算の早期成立を求める要望書提出を県議会に行う旨の要請を、案文まで示して行っています。埼玉県はこれらの団体や個人への支援や助成を行う立場にあり、県の要請は一定の圧力を伴うことは明白です。今回の要請は団体の自主性を脅かす圧力であり、県は直ちに中止すべきです。

埼玉県立小児医療センターについて、2011年に上田知事がさいたま新都心に移転を決定して以来、患者家族からも周辺住民からも3種類 20万筆を超える反対署名が提出され、周辺市町議会からも意見書があいつぎ、さいたま新都心の住民からも説明会で異論が相次いできました。県は、「新病院の建設は県内小児医療、周産期医療関係者の悲願である」といいますが、県民の猛反対を押し切って、むりやり移転計画を進めてきたというのが事実です。

今定例会で、55億円の増額を除く修正案が提出されたのも、建設を急ぐあまり、県が55億円もの補正予算の提出の必要性を把握していながら、県議会にひた隠しにして建設事業者の随意契約を成立させたからです。

反対の声に押されて知事はセンターの「現在地に残す機能の検討」を約束せざるをえませんでした。2年が経過しても、その機能の提案は行われず、来年度当初予算にもなんらの措置も行われません。このような重症心身障害児や難病患者や周辺自治体の子どもたちの命をないがしろにする移転計画については、障害者団体にも批判的な団体が多数あります。

埼玉県は、患者家族、周辺住民をないがしろにしてきたこれまでの計画の拙速さを反省するべきであり、建設促進の世論を無理矢理作り出すなどということは言語道断です。

よって県は、直ちに県内団体への要請を中止するようかさねて強く求めます。

以上

埼玉県知事 上田清司 様

2014年2月17日
日本共産党埼玉県委員会大雪災害対策本部
本部長 荻原初男
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

埼玉県内大雪災害対策についての緊急申し入れ

2月14日から15日にかけて記録的大雪に見舞われた埼玉県各地域では、交通網の寸断、停電・断水などで集落の孤立化が続いています。党県議団に寄せられただけでも、命を脅かし兼ねない緊急事態があちこちで報告されています。秩父市内をはじめ各地で、倒木や立ち往生した車が道路をふさぎ、火災や急病人のための緊急車両の通行を妨げています。物流も途絶え、高齢者施設では非常食を1日2食にしたところもあります。一刻も早く幹線道路をはじめ輸送路の開通が急がれます。

農業被害は甚大になることが予想されます。出荷直前のイチゴビニールハウスをはじめ、深谷市や本庄市など9割方のハウスが倒壊したという情報もあります。県は早急な対策を検討し、国に対し農業被害への特別な支援を要請すべきです。

埼玉県は、深刻な集落の孤立に対して、15日に秩父市から自衛隊派遣要請を受けましたが、知事は派遣要請を行いませんでした。一方、東京都は知事の判断で、孤立集落への道路開通のために要請を行い、自衛隊朝霞駐屯地から3台の除雪用重機が派遣されました。これ以上の孤立状態は人命にかかわる問題です。つきましては、以下の内容について緊急に申し入れます。

記

人命救助・孤立集落の解消

- 一、人命救助を最優先に、孤立した地域・集落対策に万全を期すること。
- 一、国道140号線・299号線など国道・県道を、県の総力をあげて一刻も早く開通すること。
- 一、市道や林道などの除雪・開通のために、支援等全力をあげること。

農業被害に対して

- 一、農作物やビニールハウスの壊滅的被害等に対して、早急に救済措置を検討すること。
- 一、損壊したハウスや倒壊した農業施設等の解体・撤去・片付けを支援すること。

全体的な問題として

- 一、県内の被害状況全容、鉄道・国道・県道など交通情報や孤立集落の状況やビニールハウスなど農業被害、建物倒壊状況等の把握に全力をあげること。
- 一、市町村と連携をとりながら、災害対策に万全な対策を講ずること。
- 一、国に対し、激甚災害法等の指定を要請すること。

自衛隊の派遣について

- 一、地元自治体から要請があった場合、その意向を尊重してすみやかに対応すること。

その他

- 一、県民に被害状況と対策状況が正確に伝わるように、県 HP のトップページ「重要なお知らせ」に載せるなど分かりやすく広報する。

以上

埼玉県教育委員会委員長 千葉照實 様
埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫 様

2013年12月16日
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県議会文教委員会による教育現場への執拗な政治的圧力の中止を求める申し入れ

本日開かれた文教委員会では、議題に予定されていなかった県立高校の社会科教育が急きょ取り上げられ、県立朝霞高校の台湾への修学旅行の事前学習や社会科教員による研究活動について質疑が行われた。委員会は明日17日も開催され、引き続き審査が行われる予定である。

そもそも教育は教員や生徒らの自主性が尊重されるべきであって、県議会が教育の内容に介入することは許されない。本日の審査は、教育活動である修学旅行や教員の研究活動についてまさに政治的な圧力をかけるものである。

とりわけ文教委員会が県教育委員会に対し、戦争体験者の話を聞いた生徒の感想文を資料として提出を要求したことは重大である。戦争体験者の話を聞いてどう受け止めたかということは生徒の内心の自由、表現の自由に関わるものであり、感想文の提出は憲法に抵触しかねず、到底認められない。党県議団は、本日の文教委員会の審査は、まさに教育現場への不当な政治的介入であり強く抗議するとともに、明日の文教委員会は中止すべきと考え、文教委員長に申し入れた。

県教育委員会においても、生徒の感想文など生徒の内心の自由を侵しかねない資料の提出はすべきではない。この点を強く求める。

以上

県政資料・第120号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2014年 2月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp